

## 第25回香川県新型コロナウイルス対策本部会議

### 第4回香川県経済・雇用対策本部会議

#### 次 第

日 時：令和2年8月31日（月）8時40分～

場 所：県庁12階大会議室

#### 議 題

1. 9月1日以降における催物（イベント等）の開催制限等について
2. 「香川県新型コロナウイルス対策検証ワーキングチーム」及び「香川県新型コロナウイルスにかかる経済・雇用ワーキングチーム」報告書について
3. 前向きに頑張る事業者を応援する総合補助金について
4. その他



## 感染警戒期における対策について

令和2年7月17日

令和2年7月31日改正

令和2年8月21日改正

令和2年8月31日改正

○対策期間：8月22日（土）～9月11日（金）

## 1. 県民への協力要請等（法第24条第9項）

## (1) 外出について

- 不要不急の県外への移動については慎重に検討するよう協力要請。県外に移動した場合、帰県後14日間は行動記録を取るよう協力要請
  - 発熱等の症状がある場合は、都道府県をまたぐ移動はもとより、外出を控えるよう協力要請
  - 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控えることを協力要請  
別添1（省略）：業種別ガイドライン
  - 厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を積極的にインストールするよう協力要請
  - 施設や店舗等の利用、イベント参加の際、県が導入したLINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」を積極的に利用することを協力要請  
別添2（省略）：かがわコロナお知らせシステム
- ※ただし、感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、外出の自粛に関して速やかに必要な協力要請等を行う。

## (2) 新しい生活様式の徹底について

- 「三つの密」の回避や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を徹底することを協力要請  
別添3（省略）：「人の接触を8割減らす10のポイント」  
（令和2年4月22日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）  
別添4（省略）：「新しい生活様式（生活スタイル）の実践例」（省略）  
（令和2年5月4日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）
- 国の推奨を踏まえ、新しい生活様式や各種ガイドラインに沿って行われるものを除き、大人数での会食や飲み会を避けること、大声を出す行動（飲食店等で大声で話す、カラオケやイベント、スポーツ観戦等で大声を出すなど）を自粛することについて協力要請
- 会食をする際には、座席間隔の確保や換気などの三密回避を徹底するよう協力要請

## 2. 事業者への協力要請等（法第24条第9項）

- 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインや県が策定した適切な感染防止対策に基づき、感染防止対策の徹底を図ることを協力要請  
別添1（再掲）：業種別ガイドライン  
別添5（省略）：今後における適切な感染防止対策
- 適切な感染防止対策を講じた上で、LINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」を積極的に導入・様式掲示するなど、感染防止対策を徹底していることを示す様式を掲示することを協力要請

別添2 (再掲) : かがわコロナお知らせシステム

別添6 (省略) : 掲示様式「新型コロナウイルスうつらない、うつさない」

- 在宅勤務(テレワーク)、オンライン会議などの積極的な活用により、出勤者数の低減に取り組むことを協力要請。特に、この期間は集中的に協力要請
- 出勤した場合には、座席間の間隔を取ることや従業員の執務オフィスの分散を促すことを協力要請
- 時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による通勤等、人との接触を低減する取組みを推進することを協力要請
- 事業所に関係する方が感染した際には、保健所の調査に協力することを協力要請

### 3. 催物(イベント等)の開催(法第24条第9項)

- 催物(イベント等)の開催については、「新しい生活様式」や業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく適切な感染防止策を講じることを協力要請  
協力要請に応じていただくことを前提にして、国の基本的対処方針等を踏まえ、催物(イベント等)の開催制限の段階的緩和の当面の方針に沿った参加人数等での開催を可能とする。

別添7 : 催物(イベント等)の開催制限の段階的緩和の当面の方針について

別添8 : 催物(イベント等)の開催にあたっての留意事項について

### 4. 県有施設等における対応

- 適切な感染防止対策を講じた上で、開館

### 5. 観光振興

- 観光振興については、まずは、四国4県から取り組むこととし、その状況を踏まえつつ、対象地域等を適宜見直す。

### 6. 県の対応

- 感染事例に関する疫学的調査を積極的に進める。
- PCR検査の充実強化を図る。
- 県の新型コロナウイルス感染症対策予算を速やかに執行する。



催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針について

令和2年8月31日

時期	コンサート等	展示会等	プロスポーツ等 (全国的な移動を伴うもの)	お祭り・野外フェス等 地域の行事	
				全国的・広域的	
【移行期間】 ①の期間 ～6月18日	○ 【100人又は50%（注） （屋外200人）】 * 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意	○ 【100人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	×	×	△ 【100人又は50% （屋外200人）】 * 特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可  ○ * 特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
②の期間 ①の期間から 約3週間後 (6.19～7.9)	○ 【1,000人又は50%】 * 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意	○ 【1,000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【無観客】（ネット中継等） * 無観客でも感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手等の行動管理		
③の期間 ②の期間から 約3週間後 (7.10～)	○ 【5,000人又は50%】 * 密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応	○ 【5,000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【5,000人又は50%】 * 感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理		
<b>感染状況を見つつ、 当面9月末まで 維持</b>	○ 【5,000人又は50%】 * 密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応	○ 【5,000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【5,000人又は50%】 * 感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理	×	

(注)・屋内は人数上限と収容人数の50%のどちらか小さい方を限度。屋外にあっては十分な間隔（できるだけ2m）を確保

- ・ただし、屋外であっても、座席等により参加者の位置が固定され、かつ収容定員の定めがある場合には、収容定員の50%程度以内という基準を用いる。また、屋内であっても、座席等により参加者の位置が固定されず、又は収容定員の定めがない場合には、人と人との距離を十分に確保という基準を用いる。

- ・国の方針を踏まえ、9月末までの感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、目安を見直す場合がある。また、10月以降の取扱いについては、今後検討する。



## 催物（イベント等）の開催にあたっての留意事項について

令和2年7月10日

令和2年8月21日改正

香川県新型コロナウイルス対策本部

感染予防対策期における催物（イベント等）の開催については、別紙「催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針について」のほか、開催の検討に当たって、イベント主催者及びイベントを開催する施設の管理者は、感染防止の観点から下記の点に留意してください。

また、イベントへの参加者は、イベント主催者及びイベントを開催する施設の管理者からの下記の点に係る協力依頼等について、御協力をお願いします。

## 記

- ・入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある者はイベントの参加を控えてもらうようにすること。その際の払い戻し措置等を規定しておくこと。
- ・イベントを開催する前に、イベント参加者に接触確認アプリ（COCOA）をインストールすることを促すこと。また、感染拡大防止のためにイベント参加者の連絡先等の把握を徹底すること。あわせて、LINEアプリ「かがわお知らせシステム」の導入を検討し、イベント参加者に対しシステムの利用を促すこと。
- ・イベントを開催する際には、熱中症等の対策が必要な場合を除き、原則、マスクを着用することを促すこと。また、こまめな消毒や手洗いなど、「新しい生活様式」に基づく行動を徹底することを促すこと。
- ・イベントを開催する際には、入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、いわゆる三密（密集、密接、密閉）の環境を作らないよう徹底するほか、そこにおける交流等を極力控えることを呼びかけること。
- ・イベントを開催する前後には、観客やスタッフ（選手、出演者を含む）の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動（例えば、業務上必要性のない外出等による感染リスクのある行動の回避）を促すこと。
- ・その他、感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底すること。
- ・全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、県（問い合わせ先は下表のとおり）に事前相談をすること。

イベント等種別	問い合わせ先	電話番号
コンサート等	香川県 文化芸術局 文化振興課	087-832-3784
展示会等	香川県 商工労働部 経営支援課	087-832-3339
プロスポーツ等	香川県 交流推進部 交流推進課	087-832-3055
その他	香川県 政策部 政策課	087-832-3126

# 事前相談シート

様式

相談日 令和 年 月 日 ( )

イベント主催者 団体名 \_\_\_\_\_  
 代表者名 \_\_\_\_\_  
 住 所 \_\_\_\_\_  
 連絡先 \_\_\_\_\_  
 担当者名 \_\_\_\_\_

## 1 イベント内容

イベント名	
イベント概要	
イベント実施施設	施設名 収容定員 名
	屋内・屋外の別
	所在地
	連絡先
イベント実施日時	令和 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分 ~ 令和 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分
参加人数見込	人程度
参加地域見込	(全国、関東圏、関西圏、中四国、四国、県内のみ等)

## 2 イベント開催にあたっての対応

留 意 事 項	実施するものに○
○ 「催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針について」で示されている人数上限・収容人数の範囲である。	
○ 入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある者はイベントの参加を控えてもらうようにする。	
○ 上記の際の払い戻し措置等を規定している。	
○ イベントを開催する前に、イベント参加者に接触確認アプリ（COCOA）をインストールすることを促す。	
○ イベント参加者の連絡先等の把握を行う。	
○ LINEアプリ「かがわお知らせシステム」の導入を検討し、イベント参加者に対しシステムの利用を促す。	
○ イベントを開催する際には、熱中症等の対策が必要な場合を除き、原則、マスクを着用することを促す。 また、こまめな消毒や手洗いなど、「新しい生活様式」に基づく行動を徹底することを促す。	
○ イベントを開催する際には、入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、いわゆる三密（密集、密接、密閉）の環境を作らないよう徹底する。 休憩時間や待合場所等における交流等を極力控えることを呼びかける。	
○ イベントを開催する前後には、観客やスタッフ（選手、出演者を含む）の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動（例えば、業務上必要性のない外出等による感染リスクのある行動の回避）を促す。	
○ その他、感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底する。	

※ 開催チラシ等、参考になるものがあれば5 あわせてお示してください。





事務連絡  
令和2年8月24日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

## 9月1日以降における催物の開催制限等について

8月1日以降の催物開催については、令和2年7月23日付け事務連絡により通知したとおり、8月末までは現在の開催制限を維持することとしてきたところであるが、9月1日以降の催物開催については、下記の事項について留意されたい。また、今後の感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、下記の取扱いに変更があり得ることにも留意されたい。

### 記

#### 1. 催物開催の目安

9月1日以降のイベント開催については、5,000人超の大規模イベントを開催することに伴い、全国的な移動による感染リスクの拡散、イベント前後の交通機関における三密の発生等により、感染リスクが拡大する可能性があることを踏まえ、現状の感染状況等に鑑み、9月末までは現在の開催制限を維持し、引き続き催物開催の目安を以下のとおりとする。

- ・ 屋内、屋外ともに5,000人以下。
- ・ 上記人数要件に加え、屋内にあつては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあつては人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）。

上記の人数や収容率の要件の解釈については、令和2年7月8日付け事務連絡2.(1)に留意すること。また、各都道府県においては、同事務連絡2.(2)①に示した基本的な感染防止策を改めて注意喚起すること。

また、各都道府県においては、令和2年8月7日付け事務連絡「今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標及び目安について」に留意し、地域の感染状況の段階に応じて、イベント開催について適切に判断すること。

なお、9月末までの感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、目安を見直す場合がある。また、10月以後の取扱いについては、今後検討の上、別途通知する。

## 2. 催物の開催にあたっての留意事項

各都道府県においては、令和2年7月8日付け事務連絡2.(2)に示すように、イベント参加者やイベント主催者等に対して、改めて感染防止策の注意喚起を行うとともに、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの事前相談に係る対応を行うこと。

以上

感染状況の段階に応じたイベント開催制限の目安

【別紙】

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、**基本的な感染防止策**の徹底・継続。イベント主催者や出演者は「業種別ガイドライン」等に基づく行動、参加者の連絡先把握、接触確認アプリの周知、イベント前後の感染対策（行動管理含む）の呼びかけ。
- イベントの開催制限については、**当面9月末まで、現在の収容率要件及び人数上限を維持すること**とし、その間においても収束傾向が見られた場合には目安のあり方を検討。
- **各都道府県においては、引き続き、ガイドラインの徹底を呼びかけるとともに、地域の感染状況の段階に応じて、個別のイベント開催について適切に判断。**

時期		収容率	人数上限
5月25日～	屋内	50%以内	100人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	200人
6月19日～	屋内	50%以内	1000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	1000人
7月10日～	屋内	50%以内	5000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	5000人
感染状況を見つ、 当面9月末まで維持	屋内	<b>50%以内</b>	<b>5000人</b>
	屋外	<b>十分な間隔</b> *できれば2m	<b>5000人</b>

(注) 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。



## イベント開催制限の段階的緩和の目安（その2）

○ イベント主催者は、特に、**全国的な移動を伴うものには格段の注意**。イベント参加者は、自身が感染対策を徹底していても、感染リスクはあることに留意。また、**発熱等の症状がある者はイベントに参加しない**（無症状で感染させる可能性も）。

### ＜具体的な当てはめ＞

時期	コンサート等	展示会等	プロスポーツ等 <small>（全国的移動を伴うもの）</small>	お祭り・野外フェス等	
				全国的・広域的	地域の行事
5月25日～	○ 【100人又は50% <sup>(注)</sup> （屋外200人）】 *密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意	○ 【100人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	×		△ 【100人又は50%（屋外200人）】 *特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
6月19日～	○ 【1000人又は50%】 *密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意	○ 【1000人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【無観客】 <sup>(ネット中継等)</sup> *無観客でも感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手等の行動管理	×	
7月10日～	○ 【5000人又は50%】 *密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応	○ 【5000人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【5000人又は50%】 *感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理		○ *特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
感染状況を見つつ、 当面9月末まで 維持	○ 【5000人又は50%】 *密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応	○ 【5000人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【5000人又は50%】 *感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理	×	

(注)どちらか小さい方を限度。他の場合も同様。



# 香川県新型コロナウイルス 対策検証WT 報告書 (令和2年1月～7月)

令和2年8月31日

1

## はじめに

新型コロナウイルス感染症については、1月に我が国において初めて感染者が確認されて以降、徐々に感染が拡大し、3月17日には本県においても初めて感染者が確認された。3月26日には、新型コロナウイルス感染症のまん延のおそれが高いとして政府対策本部会議が立ち上がり、4月7日には東京都など7都府県、4月16日には全都道府県を対象として、緊急事態宣言がなされた。本県においても、新型インフルエンザ等特別措置法に基づく措置として、4月17日より外出自粛要請を、4月25日より休業要請等を実施した。その後、5月14日は本県を含む39県の緊急事態宣言が解除され、5月25日には全都道府県で解除がなされた。

その後、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、外出自粛やイベント開催などが段階的に緩和されてきたが、首都圏をはじめ都市部を中心に、6月末ごろから感染が再び拡大している。

本県においては、4月20日までに28名の感染が確認され、4月21日以降、80日間新たな感染者は発生していなかったが、7月10日に感染者が発生した。7月末時点では46名の感染が確認されている。

香川県新型コロナウイルス感染症対策検証WTにおいては、本年の年頭から7月31日までの間、香川県において実施してきた新型コロナウイルス感染症への対策を検証し、これまでの対策における課題、対応状況、今後の方向性についてとりまとめを行った。

2

## 1.香川県における対応の概要

3

	香川県の対応	国等の動き
1月	24日 新型コロナウイルス関連肺炎に関する庁内連絡会の開催	14日 国内患者発生1例目 30日 新型コロナウイルス感染症対策本部設置
2月	3日 帰国者・接触者相談センターの設置 10日 新型コロナウイルス感染症に関する対策検討会議の開催 21日 第2回新型コロナウイルス感染症に関する対策検討会議の開催 25日 第3回新型コロナウイルス感染症に関する対策検討会議の開催 27日 香川県新型コロナウイルス対策本部の設置、第1回香川県新型コロナウイルス対策本部会議の開催 28日 ・新型コロナウイルス感染症対策のための学校における一斉臨時休業の対応について発表 ・県内経済団体に新型コロナウイルス感染症対策の取組みについて要請 ・県主催イベント等の開催基準等を策定	1日 ・入国申請14日以前に湖北省に滞在歴がある外国人、中国旅券所持外国人の入国拒否 ・指定感染症法の施行 25日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」策定 27日 政府による学校園休校要請

4



	香川県の対応	国等の動き
3月	<p>6日 第4回新型コロナウイルス感染症に関する対策検討会議の開催</p> <p>11日 第2回香川県新型コロナウイルス対策本部会議の開催</p> <p>17日 第3回香川県新型コロナウイルス対策本部会議の開催</p> <p>23日 ・第4回香川県新型コロナウイルス対策本部会議の開催 ・県有施設の利用キャンセルに伴う料金の取り扱いを決定</p> <p>24日 地方自治法第174条第1項の規定による専決処分(令和元年度補正予算)</p> <p>26日 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策本部の設置、第5回香川県新型コロナウイルス対策本部会議の開催</p> <p>27日 学校における令和2年度の教育活動の再開等について発表</p> <p>30日 ・県主催イベント等の開催基準等の適用期間を延長(適用期間を4月12日まで延長) ・県有施設の利用キャンセルに伴う料金の取り扱い対象期間を延長(対象期間を4月30日までの施設利用分に延長)</p>	<p>19日 政府専門家会議「新型コロナウイルス感染症の状況分析・提言」(オーバーシュート・3密を避ける)</p> <p>26日 改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、政府対策本部会議の設置</p>
4月	<p>1日 県内の大学・高等専門学校や企業などに対して感染拡大防止の依頼</p> <p>2日 教育活動の再開等の方針について通知</p> <p>7日 香川県知事から県民の皆様へのメッセージ ～新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言発令を受けて～</p> <p>8日 ・第6回香川県新型コロナウイルス対策本部会議の開催 ・県主催イベント等の開催基準等を改定(適用期間を5月6日まで延長し、開催時の留意事項を追加) ・県立学校の臨時休業(4月13日から4月24日まで)を決定(同内容を市町教育委員会あてにも通知)</p>	<p>1日 政府専門家会議「新型コロナウイルス感染症の状況分析・提言」(「感染拡大警戒地域」、「感染確認地域」、「感染未確認地域」の区分ごと、基本的な考え方や想定される対応を提示)</p>

5

	香川県の対応	国等の動き
4月	<p>12日 第7回香川県新型コロナウイルス対策本部会議の開催</p> <p>13日 第8回香川県新型コロナウイルス対策本部会議の開催</p> <p>14日 ・新型コロナウイルス感染拡大「香川県緊急事態」宣言 ・香川県環境保健研究センターの体制(事務部門)を拡充</p> <p>17日 ・第9回香川県新型コロナウイルス対策本部会議の開催 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項に基づく外出自粛の要請(5月6日まで)</p> <p>20日 ・第10回香川県新型コロナウイルス対策本部会議の開催 ・香川県環境保健研究センターの体制(検査部門)を拡充 ・県立学校の臨時休業期間の延長(5月8日まで)を決定(同内容を市町教育委員会あてにも通知) ・香川県新型コロナウイルス感染症患者搬送調整本部の設置</p> <p>22日 ・第11回香川県新型コロナウイルス対策本部会議の開催 ・宿泊療養施設の確保(県職員等に対する教育支援は4月20日に自衛隊へ要請)</p> <p>25日 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設の使用停止及び催物の開催の停止要請(5月6日まで)</p> <p>27日 ・第12回香川県新型コロナウイルス対策本部会議の開催 ・香川県環境保健研究センターの体制(検査部門)を拡充</p> <p>30日 令和2年度4月補正予算議案の議決</p>	<p>7日 政府が特措法に基づく「緊急事態宣言」発出(7都府県、5/6まで)</p> <p>16日 政府が緊急事態宣言対象地域を全国に拡大</p> <p>20日 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」の変更閣議決定</p>

6

	香川県の対応	国等の動き
5月	<p>1日 香川県環境保健研究センターの体制(検査部門)を拡充</p> <p>2日 県外から多くの観光客が見込まれるうどん店に休業の協力を依頼(5月6日まで)</p> <p>5日 ・第13回香川県新型コロナウイルス対策本部会議の開催 ・新型コロナウイルス感染収束に向けた香川県における緊急事態措置等を決定(5月7日から5月31日まで) ・県立学校の臨時休業期間の延長(5月31日まで)を決定(同内容を市町教育委員会あてにも通知)</p> <p>11日 第14回香川県新型コロナウイルス対策本部会議の開催</p> <p>15日 ・第15回香川県新型コロナウイルス対策本部会議の開催 ・新型コロナウイルス感染症「香川県感染警戒宣言」</p> <p>17日 香川県新型コロナウイルス健康相談コールセンターの開設</p> <p>22日 「学校再開時の感染症予防対策ガイドライン」作成</p> <p>25日 ・民間検査機関での新型コロナウイルス感染症の検査開始 ・たすけあいマスクバンクの開設</p> <p>26日 ・第16回香川県新型コロナウイルス対策本部会議の開催 ・感染予防対策期へ移行</p>	<p>1日 政府専門家会議「新型コロナウイルス感染症の状況分析・提言」(新しい生活様式)</p> <p>4日 政府が「緊急事態宣言」を5/31まで延長</p> <p>14日 ・政府が緊急事態宣言解除の目安を決定 ・39県に緊急事態宣言の解除 ・8都道府県は特定警戒都道府県に指定</p> <p>25日 緊急事態宣言全面解除</p> <p>27日 コロナ2次補正予算閣議決定</p>

7

	香川県の対応	国等の動き
6月	<p>1日 ・第17回香川県新型コロナウイルス対策本部会議・第1回香川県経済・雇用対策本部会議の開催 ・香川県新型コロナウイルス対策検証ワーキングチーム等の設置(地方自治法第179条第1項の規定による専決処分(令和2年度補正予算))</p> <p>15日 第18回香川県新型コロナウイルス対策本部会議・第2回香川県経済・雇用対策本部会議の開催</p> <p>22日 第19回香川県新型コロナウイルス対策本部会議・第3回香川県経済・雇用対策本部会議の開催</p>	<p>19日 都道府県をまたぐ移動の自粛要請を全国的に緩和</p>
7月	<p>10日 第20回香川県新型コロナウイルス対策本部会議の開催</p> <p>13日 6月定例会にて、新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算(17,869百万円余)を計上</p> <p>15日 第21回香川県新型コロナウイルス対策本部会議の開催</p> <p>17日 第22回香川県新型コロナウイルス対策本部会議の開催</p> <p>18日 感染警戒期へ移行</p> <p>31日 第23回香川県新型コロナウイルス対策本部会議の開催</p>	<p>16日 新型コロナウイルス感染症対策分科会(爆発的な感染拡大に備えた対策を提案)</p> <p>22日 新型コロナウイルス感染症対策分科会(発症日毎のデータを初公開)</p> <p>22日 GO TOトラベルキャンペーン開始</p>

8



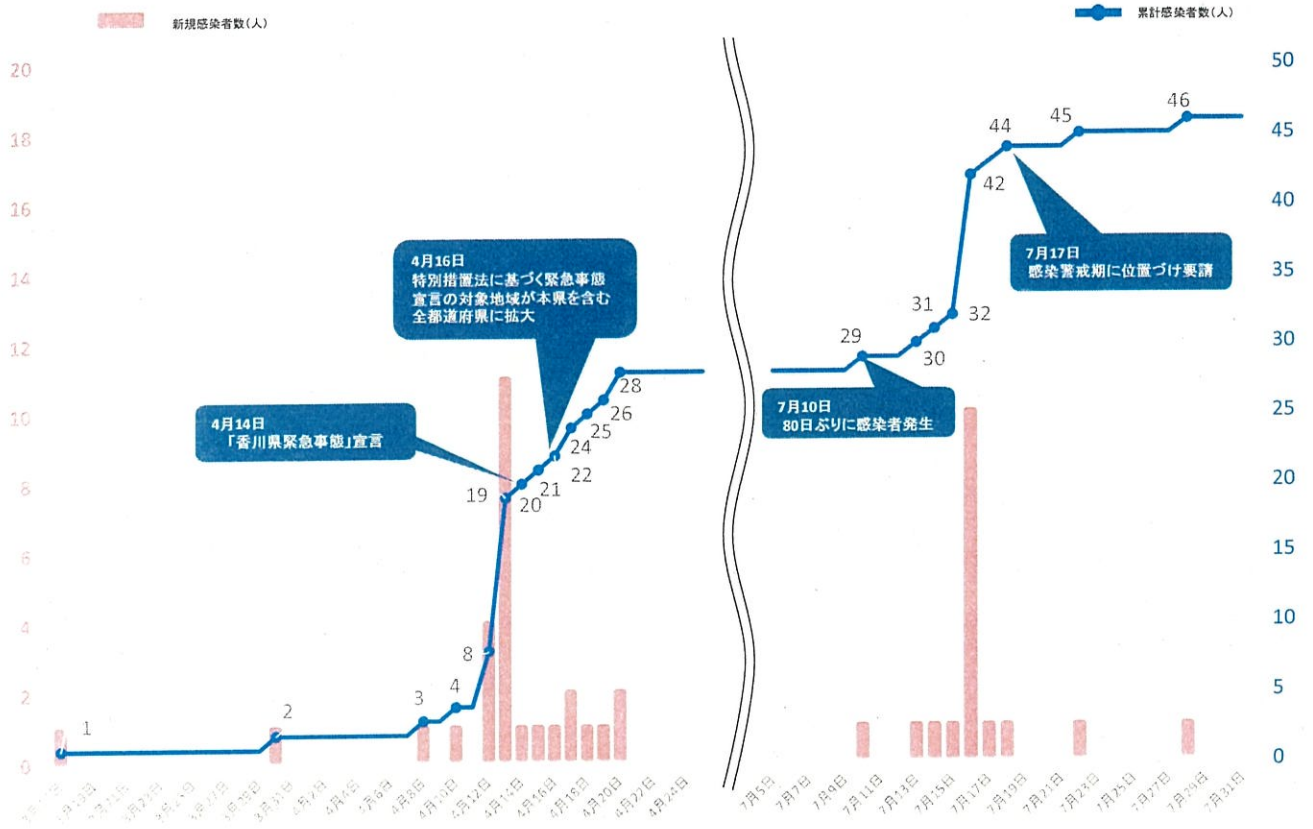
## 2. 感染状况、医療提供体制、検査体制等

9

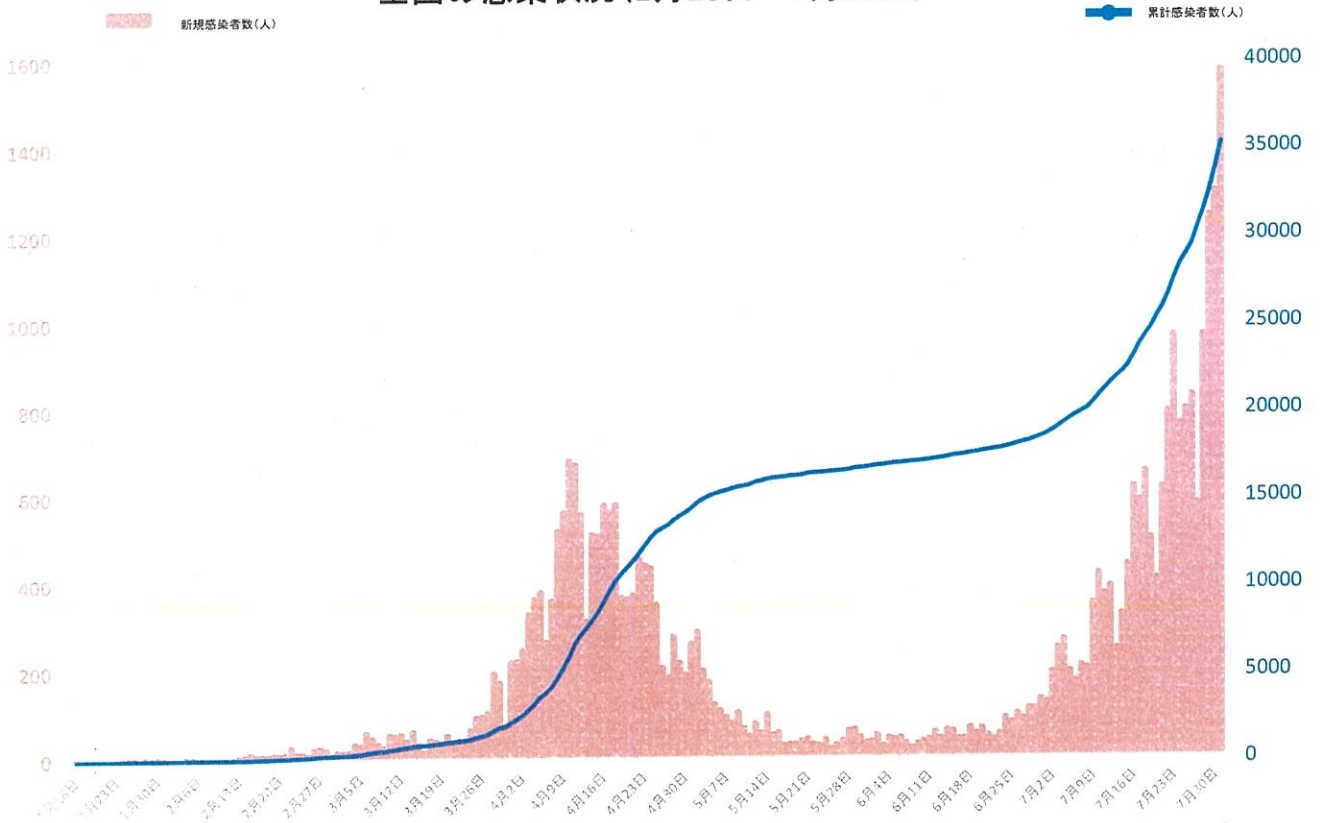
### ①感染状况

10

## 香川県の感染状況(3月17日～7月31日)



## 全国の感染状況(1月16日～7月31日)



## 高松市内保育所におけるクラスター発生事例

事案概要：

4月12日 高松市内の同一の保育所に勤務する保育士3名が発熱、倦怠感、味覚異常等を呈し、保健所へ電話連絡。PCR検査にて陽性と判明。

4月13日 同保育所に勤務する全職員を対象にPCR検査が実施され、さらに保育士8名が陽性であることが判明。

4月14日 クラスターの発生と判断し、厚生労働省クラスター対策班に派遣を要請。

4月15日・16日 同保育園に在籍する園児(長期休園中の園児を除く)にPCR検査を実施したところ、2名の園児の陽性が判明。

⇒ 計 13名 (保育士11名、園児2名) の陽性が判明した。

患者発生から数日内で保育所職員と園児全員(合計182名)のPCR検査を実施し、濃厚接触者の陽性が早期に判明したことで、家族を含め保育所以外の感染者は発生しなかった。

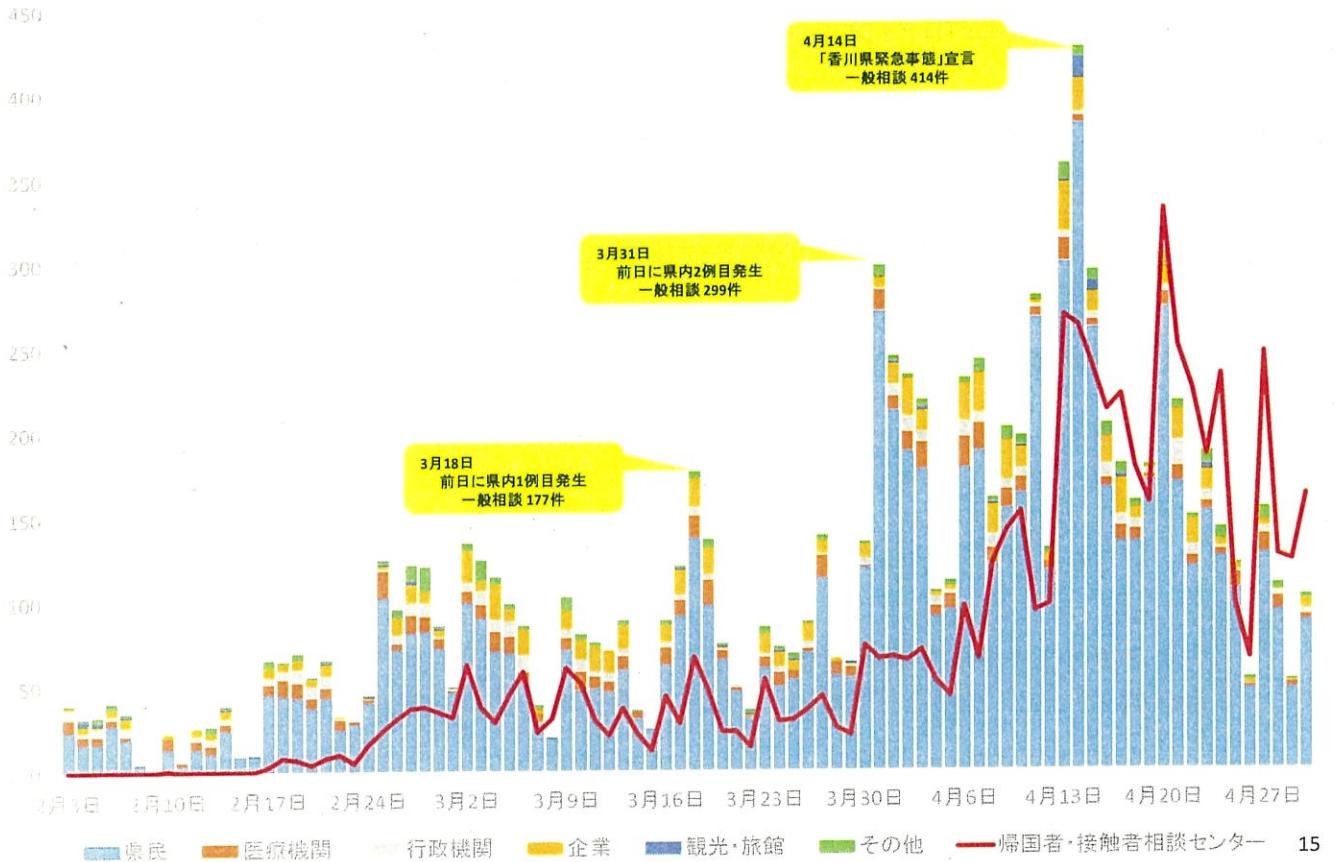
同様の事例を発生させないために、クラスター対策班の助言を受け、保育所向けチラシを作成。各市町を通じて配布を行った。

13

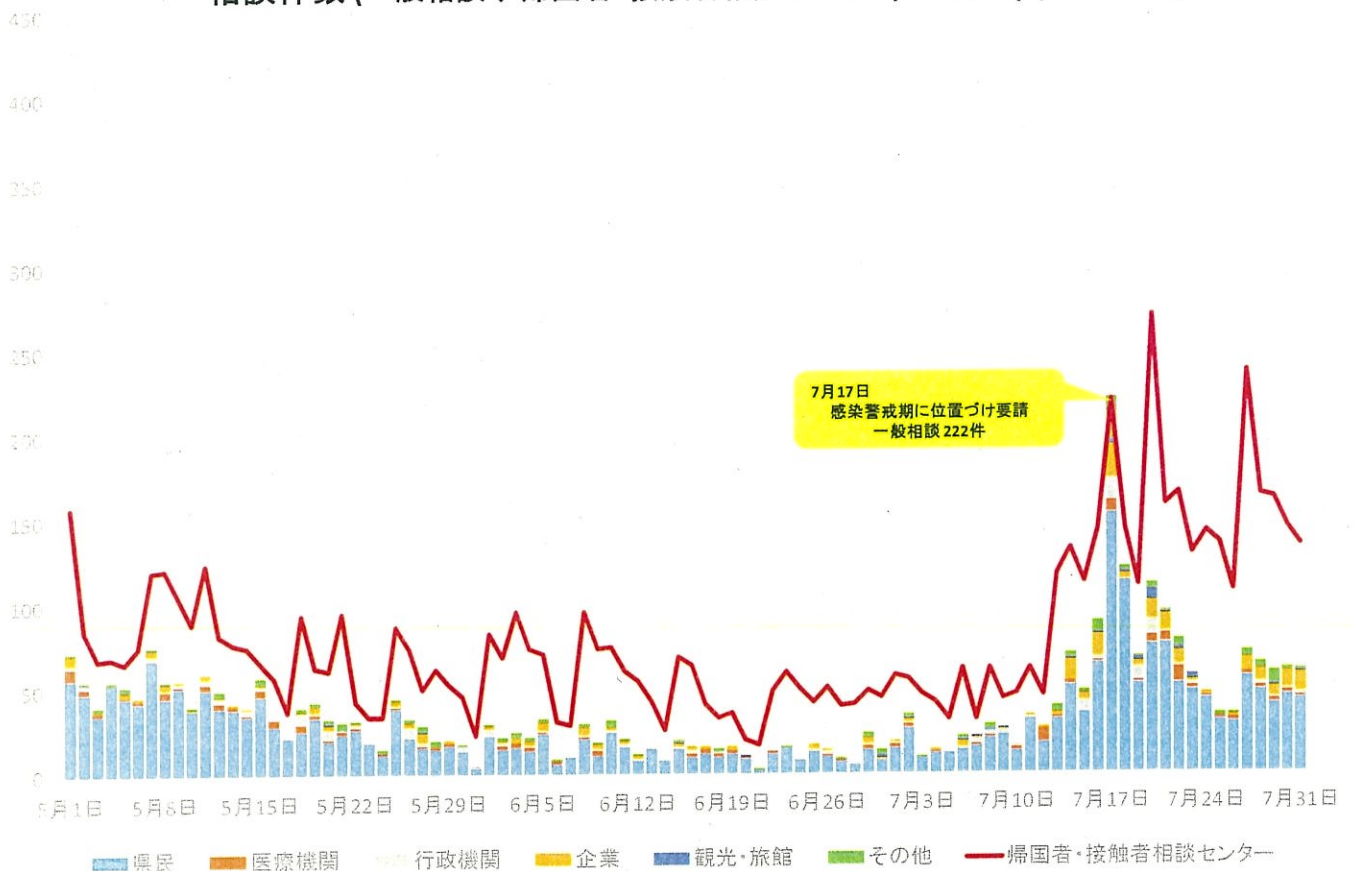
### ②相談体制等

14

### 相談件数 (一般相談、帰国者・接触者相談センター) の推移 (2/3~4/30)



### 相談件数 (一般相談、帰国者・接触者相談センター) の推移 (5/1~7/31)





## ●相談体制等

### ○実施してきた対応策等

0) 感染拡大防止集中対策期以前(～4/16)	1/29～ 県内保健所で受診相談や一般相談に対応を開始 2/3～各保健所に帰国者・接触者相談センターを設置(土日祝日含む24時間対応)
i) 感染拡大防止集中対策期(4/17～5/6)	相談件数や検査件数が増加し、医療機関等から夜間・深夜の相談も増えたため、委託保健師の活用や夜間の電話対応の見直し(固定制から当番制に変更)
ii) 感染拡大防止対策期(5/7～5/14)	相談マニュアルの改訂等所内体制の整備を継続するとともに、市町や消防との話し合いを継続
iii) 感染警戒期(5/15～5/25)	5/18～新型コロナウイルス感染症に関する県民からの電話相談に一元的に対応する新型コロナウイルス健康相談コールセンターを高松市と共同で設置し、一般相談、帰国者・接触者相談の集約化
iv) 感染予防対策期(5/26～7/17)	電話回線数を増設する枠の確保 県下全域の医療機関に、県看護協会を通じた看護職員の派遣について協力を依頼
v) 感染警戒期(7/18～7/31)	患者発生に伴う相談件数の増加に対応するため、相談件数の増加に応じて一般職員や保健師を増員

17

### 【実績】

各保健所で対応していた一般相談及び帰国者・接触者相談を、新型コロナウイルス健康相談コールセンターに一元化した後は、相談件数全体の約7割を、新型コロナウイルス健康相談コールセンターで対応(残る3割を保健所が対応)。

課題	課題に対するこれまでの対応と今後の方向性
① 新規陽性患者の発生状況等により相談件数が増減するため、相談件数が急増したときに備えて、電話回線の増設等、柔軟に対応できる体制を整備する必要がある。	① 相談件数の増加に速やかに対応できるように、電話回線数の増設枠を確保するとともに、民間委託など人員体制を確保した。 今後、感染者が急激に増加した際には、更に業務を民間に委託できるよう準備を進めていく。
② 相談内容や回答すべき内容が変化するため、随時、相談対応マニュアルの更新が必要である。	② 相談と対応の内容をデータベース化し、情報共有を図るとともに、対応が難しい相談等については、個別に対応マニュアルを作成している。 今後も随時更新していく。
③ 相談については、医療機関や消防等の関係機関と連携して対応する必要があることから、関係機関との協議も継続して行っていく必要がある。	③ 保健所区域ごとに市町や消防等の関係者を交えた意見交換会を実施し、情報共有を図った。 今後も引き続き開催予定である。

18

## ●保健所体制

課題	課題に対するこれまでの対応と今後の方向性
① クラスタ発生時に備え、陽性患者の疫学調査とPCR検査受検者の症状や行動歴等の調査を同時に行うための人員の確保等、柔軟な応援体制を構築する必要がある。	① 厚生労働省からの6月19日付け事務連絡「今後を見据えた保健所の即応体制の整備について」に基づき本県における最大需要想定・最大必要人員を算定し、各保健所において即応体制の整備に向けた計画を策定した。 今後、策定した計画に基づき、体制を確保していく。
② 手書きで行っている調査・情報伝達の手法について、より効率的な手法がないか検討を行う必要がある。	② 新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理システム(HER-SYS)を活用し、検査時の情報等や発生届などをシステムで入力する仕組みとなるよう体制を構築していく。
③ 発熱患者の受入れ調整が難航し、受診調整に困難をきたす場合があり、発熱患者の受入医療機関の確保が課題である。	③ 新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関を指定し、救急医療を提供する医療機関を確保した。 県医師会の協力を得て、身近な診療所等で検査ができる体制を整備するとともに、感染防止対策が進むよう支援を行い、診療体制の強化を図る。

## ③衛生用品の確保等



○実施してきた対応策等

0) 感染拡大防止集中対策期以前(～4/16)	県が購入した布製マスクを高齢者施設、障害者施設に配布開始 県が購入した消毒用エタノールを高齢者施設等へ配布開始 国が一括購入したマスクを、医療機関に配布開始
i) 感染拡大防止集中対策期(4/17～5/6)	県が購入した長袖ガウン代替品を感染症指定医療機関等へ配布開始 企業から寄附された防護服、N95マスクを感染症指定医療機関等に配布開始
ii) 感染拡大防止対策期(5/7～5/14)	産婦に対し、県内業者から購入した不織布マスクを、分娩を取り扱っている医療機関等を通じて配布
iii) 感染警戒期(5/15～5/25)	5/25～たすけあいマスクバンク事業開始 寄付された不織布マスクを、基礎疾患のある方のいる世帯などで、希望する世帯に配布開始
iv) 感染予防対策期(5/26～7/17)	国からの医療用資材を感染症指定医療機関等に配布開始 国から福祉施設向けとして送付のあった衛生用品を配布するとともに、一部を今後の発生時対策用として備蓄 国の優先調達スキームを活用し、エタノールを購入・備蓄
v) 感染警戒期(7/18～7/31)	高齢者施設等での発生時対策用衛生用品の市町への分散備蓄を開始

21

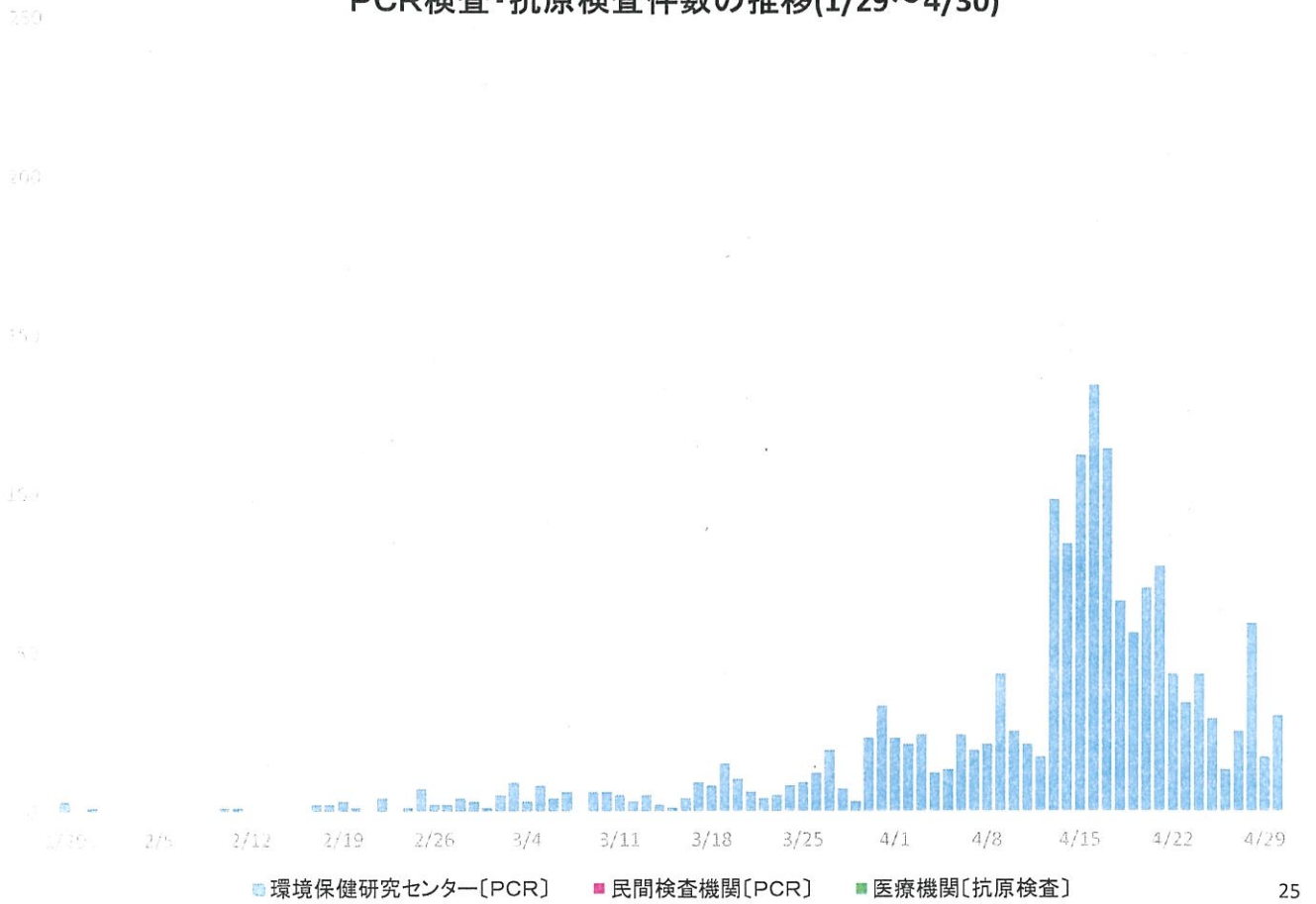
課題	課題に対するこれまでの対応と今後の方向性
① 今後、再度、感染が拡大した際に、衛生用品が再び入手が困難になることも考えられるため、一定の備えが必要である。	① 現在、国からマスクやガウン等が定期的に配布されているが、医療機関等において、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用するなどし、衛生用品の一層の確保を進める。
② 国から配分される医療用資材について、回を重ねるごとに配分量が増えており、県や医療機関において、保管場所の確保が必要である。	② 今年度については、高松市所有の施設にて一定量の医療用資材を保管することが可能となった。来年度以降については、引き続き保管場所確保の検討を進める。
③ 高齢者施設等で感染拡大した場合に備え、衛生・防護用品を確保、感染者発生時に迅速に配布する必要がある。	③ 高齢者施設等で感染者発生時、迅速に対応するため、衛生・防護用品の備蓄に当たり、県での保管のほか、市町等での分散した保管を進める。

22

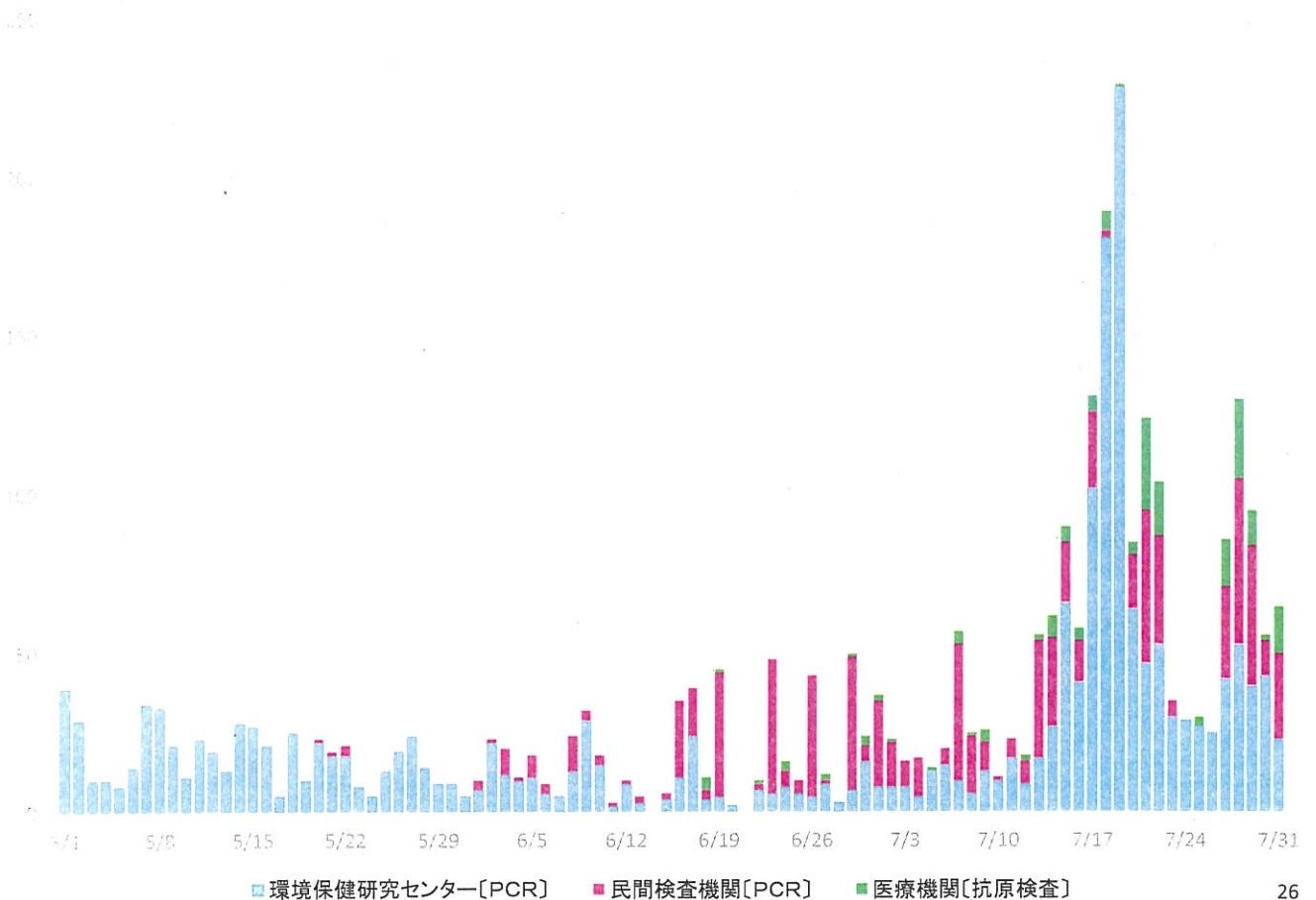


#### ④ウイルス検査体制の確保

### PCR検査・抗原検査件数の推移(1/29～4/30)



### PCR検査・抗原検査件数の推移(5/1～7/31)



## ●ウイルス検査体制の確保

### ○実施してきた対応策等

0) 感染拡大防止集中対策期以前(～4/16)	1/29 コンベンショナルPCR検査確立(検体受入開始) 2/10 リアルタイムPCR検査確立 3/5 検査開始時間を1日2回に集約(1日最大96検体体制) 3/21 休日検査開始 4/14 環境保健研究センターPCR検査部門と受付部門を分離し、受付事務職員6名を配置(3班体制)
i) 感染拡大防止集中対策期(4/17～5/6)	4/20 検査員2名増員 4/27 検査員3名に兼務発令、常時2名が従事 5/1～ 検査機器3台体制(東部家畜保健衛生所のPCR検査機器を移設・設置)(1日最大144検体体制)
ii) 感染拡大防止対策期(5/7～5/14)	5/7 丸亀市地域外来・PCR検査センター稼働(検体は環保研受入) 5/13 受付事務職員4名が第2陣の4名に交替 5/14 高松市PCR検査センター稼働(検体は環保研受入)
iii) 感染警戒期(5/15～5/25)	5/18 大川地区外来・検査センター稼働(検体は環保研受入) 5/22 新規購入の遺伝子自動抽出器納品・設置
iv) 感染予防対策期(5/26～7/17)	5/26 新規購入のPCR検査機器納品・設置(5/27～使用可能) 東部家保のリアルタイムPCR機器返却 5/27 環保研のPCR検査の人員体制(受付及び検査)を強化体制から通常体制に変更(時差出勤) 6/24 勤務体制を通常勤務に 新たに承認された検査試薬、検査方法等の導入について検討実施(継続中)
v) 感染警戒期(7/18～7/31)	7/16 事務補助2名(半日のみ応援派遣、7/10の29例目発生以降、検体数増加が見込まれたため) 7/30 環保研検査実施可能数増加(1日最大216検体体制)

27

### 【実績】

- これまでのところ、クラスター発生等による検査数のピーク時(4月16日の134件、7月19日の228件)を含め、検査が大きく遅延するなどの支障は生じていない。  
また、濃厚接触者に該当しないが、感染の疑いがある接触者を含めて、幅広く検査を行っており、検査の実績として、一定の評価ができると考えられる。  
(検査数:4,700件 うち、濃厚接触者 554件 感染の疑いがある接触者 451件 <7月31日時点>)

課題	課題に対するこれまでの対応と今後の方向性
① 今後の感染者の増加に備えて、検査体制の一層の確保を図る必要がある	① 新たな流行シナリオを踏まえた患者推計に基づき試算したピーク時の検査需要308件/日を上回る633件/日の検査能力を確保していくこととしており、引き続き確保を図っていく。
② 検査数が増加した場合に備え、PCR検査試薬を確保する必要がある。	② 現在使用している検査試薬(国外メーカー)の新たな入手ルートの確保に努めるとともに、安定的な供給が見込まれる国内メーカーの試薬も、検査方法としての妥当性について評価を行っており、引き続き、こうした取組みを進める。

28



課題	課題に対するこれまでの対応と今後の方向性
③ 検査効率を向上させる必要がある。	③ 新型コロナウイルスに対応した様々な検査試薬、検査手法が新規に承認されており、検査効率を高め、検査可能検体数の増加を図るため、これらの積極的な導入に向けた検討を進める。
④ 検査員を確保する必要がある。	④ 環境保健研究センターの技術職員を検査補助員として育成するほか、他部局の技術職員に兼務発令し、検体数の増加に備えているが、更なる検査数の増加や、新たな検査手法の導入などへの対応として、引き続き、検査員の育成・確保を図っていく。
⑤ 民間検査機関や医療機関における検査との役割分担を検討する必要がある。	⑤ 民間検査機関におけるPCR検査、医療機関における抗原検査の実施数が増加してきており、それらとの役割分担を整理し、連携・協力を図っていく。

## ●地域外来・検査センター、民間の検査機関による検査

### ○実施してきた対応策等

0) 感染拡大防止集中対策期以前(～4/16)	4/15 厚生労働省事務連絡により、地域外来・検査センターについて、PCR検査機能を医師会等へ委託するスキームが示された  導入意向があった1医療機関及び1民間衛生検査所について、補助事業の実施計画書を提出する等の手続きを開始
i) 感染拡大防止集中対策期(4/17～5/6)	民間衛生検査所において、国からの内示を受け、PCR検査機器の発注手続き開始
ii) 感染拡大防止対策期(5/7～5/14)	5/7～丸亀市地域外来・検査センター運用開始 5/14～高松市PCR検査センター運用開始
iii) 感染警戒期(5/15～5/25)	5/18～大川地区地域外来・検査センター運用開始  民間衛生検査所にPCR検査機器1台が整備され、登録を行い、5月25日から検査が可能になった
iv) 感染予防対策期(5/26～7/17)	民間衛生検査所に2台目のPCR検査機器が整備された(1日当たり最大96検体の検査が可能に)
v) 感染警戒期(7/18～7/31)	7/16 県医師会と行政検査に係る集合契約締結 7/22 県内民間検査機関と委託契約締結

課題	課題に対するこれまでの対応と今後の方向性
<b>【地域外来・検査センター】</b> ・ 県内で未設置の地域において、設置を進めるとともに、検査体制の拡充に向けて、既設のセンターにおいても、開設日や検査数を拡大していく必要がある。	<b>【地域外来・検査センター】</b> ① 既存設置の検査センター(3カ所)では、検査需要増大時には、開設日を増やしたり、検体採取するレーンを増やすなどの対応を検討していくと聞いている。 ② 未設置の地域では、市町や地区の医師会に設置の働きかけを行う。
<b>【民間の検査機関等による検査】</b> ・ 今後の感染者の増加に備え、民間の検査機関等による検査体制の一層の拡充を図る必要がある。	<b>【民間の検査機関等による検査】</b> ① 抗原検査等、新たな検査手法の導入状況をみながら、民間検査機関及び医療機関におけるPCR検査等の機器の導入支援を行い、一層の体制の拡充を図る。 ② 身近な診療所等でも検査が可能となるよう、県医師会と連携し、診療所等との間で集合契約を締結し、PCR検査や抗原検査の検体採取ができる診療所等を増やし、検査体制を拡充する。

## 新たな患者推計を踏まえた検査体制について

### 1. 検査需要

ピーク時需要	根拠
308件/日	<ul style="list-style-type: none"> <li>1日最大新規感染者数 17人</li> <li>香川県の最多感染時の陽性率 11%</li> <li>香川県の1人当たり濃厚接触者数 9人</li> </ul> (17人÷11%+17人×9人=308件)

### 2. 検査分析の状況

	(件/日)	
	現状	最大(ピーク時)
検査能力(合計)	290	633
環境保健研究センター	144	297
民間検査機関	106	146
医療機関等	40	190

## ⑤ 医療提供体制



## ●病床の確保、宿泊療養施設の確保等

### ○実施してきた対応策等

0) 感染拡大防止集中対策期以前(～4/16)	感染症指定医療機関の感染症病床24床
i) 感染拡大防止集中対策期(4/17～5/6)	4/17～感染症病床以外10床追加 計34床 4/21～感染症病床以外12床追加 計36床 4/27～感染症病床以外19床追加 計43床  4/22～宿泊療養施設の開設(101室)
ii) 感染拡大防止対策期(5/7～5/14)	—
iii) 感染警戒期(5/15～5/25)	5/20～感染症病床以外121床追加 計163床
iv) 感染予防対策期(5/26～7/17)	7/17～宿泊療養施設の運用開始(同日、1名が入所)
v) 感染警戒期(7/18～7/31)	7/31～感染症病床以外12床追加 計175床 8/11～感染症病床以外10床追加 計185床

35

課題	課題に対するこれまでの対応と今後の方向性
① 今後の感染者の増加に備えて、病床の一層の確保を図る必要がある。	① 新たな流行シナリオを踏まえた患者推計に基づき、新たな確保病床として185床(163床から22床増)を確保した。
② 様々な患者(妊産婦、小児、障害児・者、透析・重症患者、認知症患者等への対応)を受け入れる医療機関を検討しておく必要がある。	② 妊産婦、小児、透析・重症患者については、医療機関との協議の上、受け入れ医療機関を調整した。今後は、障害児・者や認知症患者等を受け入れる医療機関について、さらに関係機関等との協議を行っていく。
③ 宿泊療養施設について、一定程度余裕を持った室数を維持できるよう関係者と調整しておく必要がある。	③ 新たな施設を柔軟に借り上げられるよう、候補施設と具体的な交渉を行い、一定の合意を得る予定である。
④ 感染症専門医の育成や確保が課題である。	④ 香川大学医学部と協力し、感染症専門医の育成を図る。

36

## 新たな流行シナリオを踏まえた香川県の患者推計

### ◎推計の前提条件

① 推計モデル 「高齢者群中心モデル」

② 実効再生産数 「1.7」

③ 社会への協力要請を行うタイミング

基準日(人口10万人当たりの週平均新規感染者数が2.5人となった日 香川県の場合25人)から「1日後」



### ■ ピーク時の療養者数

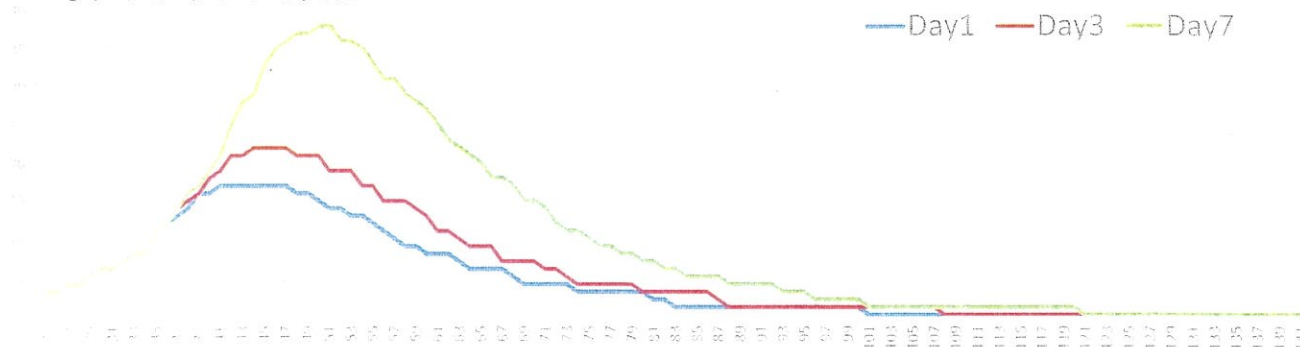
	全療養者数	うち、 入院患者数	うち、 重症患者数	1日最大新規感染者数
人数 ※(日数)	227 (51日目)	154	22	17 (41日目)

※1人目の新規感染者の報告の2週間前からの日数

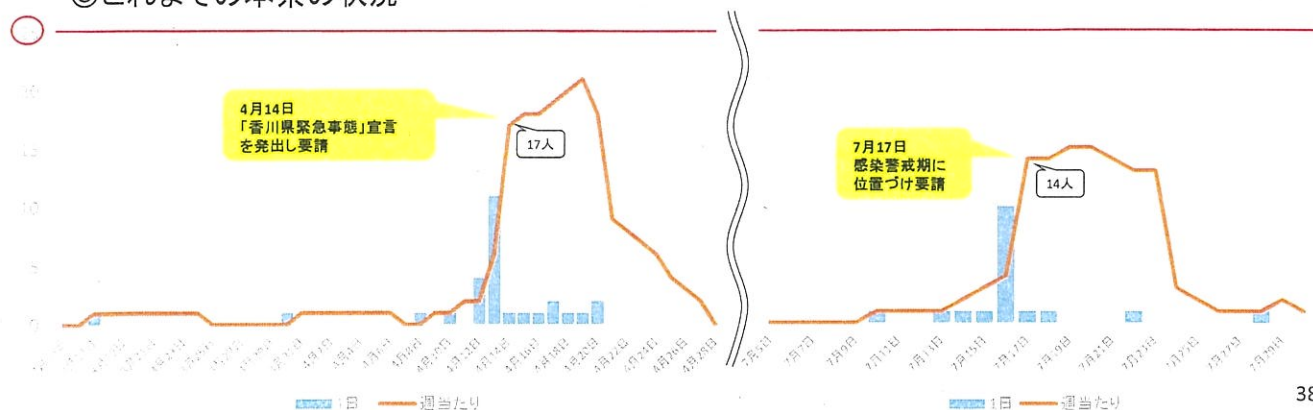
37

## 社会への協力要請を行うタイミング

### ◎タイミングによる変化



### ◎これまでの本県の状況



38

## 新たな推計に基づく病床確保計画

これまでの確保病床数	新たな確保病床数
163床 (うち、重症者15床)	185床 (うち、重症者25床)

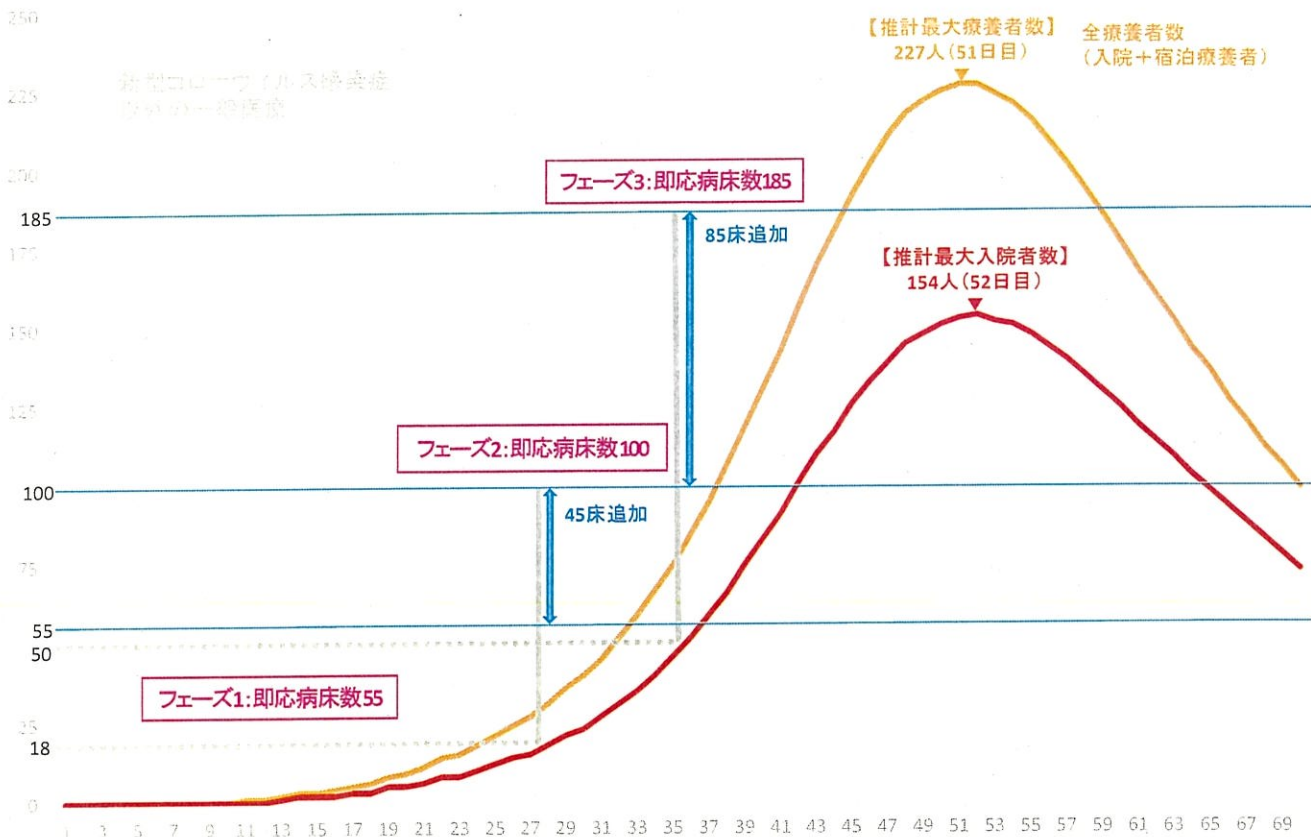
### 段階的な病床の確保

フェーズ	移行のタイミング	※即応病床(計画)数		フェーズ移行時の入院患者数		宿泊療養施設		療養可能数 ①+③	療養者数 ②+④
		即応病床計画数①	うち重症患者用	入院患者数②	うち重症者数	居室数③	療養者数④		
1 (準備期)		55	8	18	3	101	13	156	31
2	入院患者数がフェーズ1の即応病床の1/3を超える	100	14	50	7	101	25	201	75
3	入院患者数がフェーズ2の即応病床の1/2を超える	185	25	154	22	101	73	286	227

※ 即応病床数・・・患者の発生・受入れ要請があれば、即時に患者受入れを行う病床数

39

### 段階的な確保のイメージ



40



## 香川県における医療提供体制の推移

3月18日時点 (1例目の発生)	患者数		受入確保 病床数	宿泊施設 確保室数
	入院患者数	宿泊施設患者数		
	1	0	24	0
4月14日時点 (香川県緊急事態宣言)	患者数		受入確保 病床数	宿泊施設 確保室数
	入院患者数 (入院予定者を含む)	宿泊施設患者数		
	19	0	24	0
4月22日時点 (宿泊療養施設確保)	患者数		受入確保 病床数	宿泊施設 確保室数
	入院患者数	宿泊施設患者数		
	25	0	36	101
5月20日時点 (病床121床追加)	患者数		受入確保 病床数	宿泊施設 確保室数
	入院患者数	宿泊施設患者数		
	1	0	163	101
7月31日時点 (病床12床追加)	患者数		受入確保 病床数	宿泊施設 確保室数
	入院患者数	宿泊施設患者数		
	4	0	175	101
8月11日時点 (病床10床追加)	患者数		受入確保 病床数	宿泊施設 確保室数
	入院患者数	宿泊施設患者数		
	12	1	185	101

## ●帰国者・接触者外来、患者搬送調整本部の設置

### ○実施してきた対応策等

0) 感染拡大防止集中対策期以前(～4/16)	帰国者・接触者外来 12カ所
i) 感染拡大防止集中対策期(4/17～5/6)	帰国者・接触者外来 14カ所 4/20 香川県新型コロナウイルス感染症患者搬送調整本部設置 医療機関等情報支援システム(G-MIS)を活用し、関係医療機関や各保健所と病床の状況等について情報共有開始
ii) 感染拡大防止対策期(5/7～5/14)	帰国者・接触者外来 15カ所
iii) 感染警戒期(5/15～5/25)	帰国者・接触者外来 15カ所 患者搬送コーディネーター会議を開催し、本県の対策方針や他県の対応状況等を共有 転院搬送の調整について方針を共有
iv) 感染予防対策期(5/26～7/17)	帰国者・接触者外来 15カ所 患者搬送コーディネーターに、新たに小児医療、周産期医療分野の医師を委嘱
v) 感染警戒期(7/18～7/31)	患者搬送コーディネーターに、新たに障害児・者分野の医師を委嘱

43

課題	課題に対するこれまでの対応と今後の方向性
① 帰国者・接触者外来が少ない地域の医療機関や、感染症指定医療機関と外来が重複している医療機関では、医療機関の負担が大きい。	① 県医師会の協力を得て、身近な診療所等で検査できる体制を整備するとともに、感染防止対策が進むよう支援を行い、診療体制の強化を図る。
② 関係医療機関や各保健所との情報共有について、G-MIS(※)を活用しているため、システムの問題ではあるが、リアルタイムに情報共有ができていない部分がある。	② G-MISの活用に加え、関係医療機関等がリアルタイムに情報共有できる仕組みを、入力者である医療機関の負担も考慮しつつ、検討を進めている。
③ がんや透析患者等の配慮を要する方が感染した場合や、定期船のない離島の住民が感染した場合の搬送調整等について、問題点を整理し、対応を検討していく必要がある。	③ 調整が必要となる感染症患者の搬送調整等について、救急搬送の役割を担う市町等の消防と保健所の関係者による意見交換をする中で問題点を整理しており、個別のケースごとに関係者間で今後の対策を検討していく。

※G-MIS: 病院の稼働状況、病床や医療スタッフの状況、医療機器(人工呼吸器等)や医療資材(マスクや防護)の稼働状況等を一元的に把握する厚生労働省が構築したシステム

44



## ●医療機関への支援

### ○実施してきた対応策等

0) 感染拡大防止集中対策期以前(～4/16)	○備品等の配布 ・マスク、保護シールド、高濃度エタノールなどの感染予防等に必要な備品を提供
i) 感染拡大防止集中対策期(4/17～5/6)	○国における取り組み ・ICU入院料の増額、重篤患者以外の患者の診療報酬の上積み等  ○県における取り組み ・感染症患者のための空床補償、感染拡大防止のための周辺病床の補償等
ii) 感染拡大防止対策期(5/7～5/14)	—
iii) 感染警戒期(5/15～5/25)	—
iv) 感染予防対策期(5/26～7/17)	○知事と県内医療機関の病院長との意見交換会の開催  ○公的・公立病院を対象とした県内医療機関の経営状況の聞き取り(4、5月分) ・小規模、中規模、大規模の医療機関(各3施設、計9施設)に対して実施
v) 感染警戒期(7/18～7/31)	○重点・協力医療機関を対象とした県内医療機関の経営状況の聞き取り(4、5、6月分)  ○感染防止対策事業、医療従事者慰労金の申請開始

45

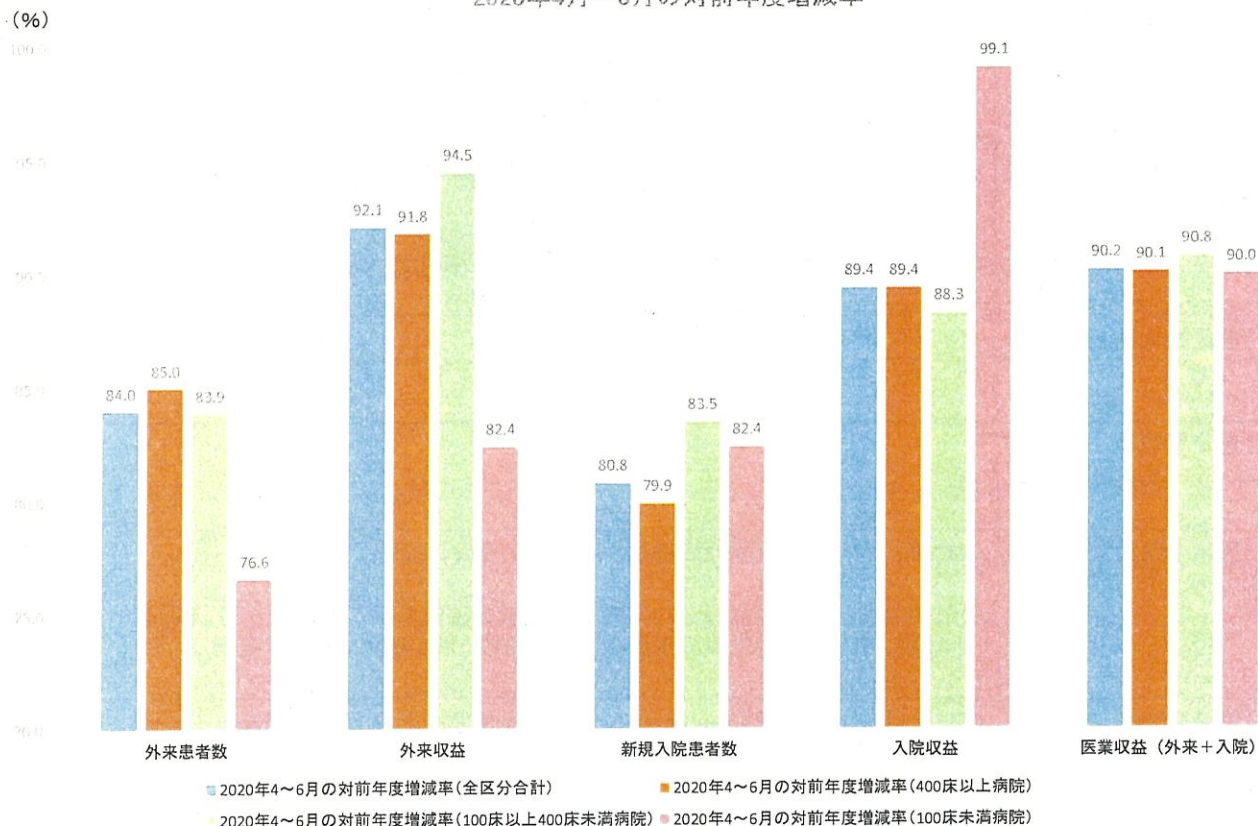
課題	課題に対するこれまでの対応と今後の方向性
① 外来医療については、受診を控える患者が増加傾向で、収入が減少している。 入院医療については、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れるための空床確保や、患者対応に医療資源を重点化のため、予定入院・予定手術の延期などにより、収入が減っている。経営を安定させ、医療崩壊を防ぐためには、医療現場への財政支援が必要となっている。	① 国におけるICU入院料の増額、重篤患者以外の患者の診療報酬の上積み支援に加え、県においても、感染症患者受入れのため、病床を確保する医療機関に対して空床補償することとし、可能な限り迅速な支援を行う。 また、医療機関の厳しい経営状況を、全国知事会を通じて国に伝え、必要な経営支援策を要望する。
② 医療提供体制を維持するために、医療従事者に対する支援を検討する必要がある。	② 新型コロナウイルス感染症患者等の治療や看護等に従事する医療従事者の活動を支援するため慰労金の支給、特殊勤務手当やホテル等の宿泊費に対する補助を行う。
③ 医療従事者等への偏見、差別、誹謗中傷が生じないようにする必要がある。	③ 医療従事者等への偏見、差別、誹謗中傷につながる行為が決して行われることのないよう、引き続き啓発を行う。

46



## 県内医療機関の経営状況

2020年4月～6月の対前年度増減率



出典: 香川県(主要公立病院へのアンケート調査)

47

## ●知事と病院長との意見交換会

課題	課題に対するこれまでの対応と今後の方向性
① 通院控え等が発生しているため、県民に対し、正しい医療機関の受診方法について周知するとともに、医療機関の対応策について、検討が必要である。	① 香川県の医療機関情報を提供するWebサイト「医療Netさぬき」において、県内医療機関を受診する際の注意事項等を記載するとともに、院内感染防止対策に係る事業を活用しながら、医療機関の感染防止の対策強化に引き続き努める。
② 感染者をはじめ、疑い患者や医療従事者等への差別を防ぐ取組が必要である。	② 定例記者会見の場や県のホームページ、知事メッセージ動画の作成など、様々な機会を捉え感染症に関連した人権への配慮について引き続き啓発を行う。
③ 発熱患者を診る医療機関の確保が必要である。	③ 新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関を指定し、救急医療を提供する医療機関を確保した。県医師会の協力を得て、身近な診療所等で検査ができる体制を整備するとともに、感染防止対策が進むよう支援を行い、診療体制の強化を図る。
④ 冬季にコロナウイルス感染症のまん延とインフルエンザの流行が重なることを避けるため、インフルエンザの予防接種に効果的な方法について検討が必要である。	④ 市町が実施する高齢者のインフルエンザ予防接種の接種率を向上させることで、インフルエンザ患者の減少につなげる取組を検討する。

48

## ● 県立病院での受入れ体制の整備

### ○実施してきた対応策等

○) 感染拡大防止集中対策期以前(～4/16)	○院内感染防止の徹底(以降継続) ・院内感染防止マニュアルの徹底 ・建物入口での検温や問診の実施、入院患者への面会の原則禁止等 ○感染患者・疑い患者受け入れ対策 ・新型コロナウイルス感染症患者等への対応マニュアル作成
i) 感染拡大防止集中対策期(4/17～5/6)	○感染患者・疑い患者受け入れ対策(以降継続) ・人工呼吸器、紫外線照射装置、陰圧装置等の医療機器の整備 ・医療用マスク、個人防護服等の診療材料の確保 ・代表電話への自動音声案内導入 ○医療スタッフへのサポート(以降継続) ・職員の宿泊施設の確保 ・健康、メンタルヘルス相談対応の充実
ii) 感染拡大防止対策期(5/7～5/14)	—
iii) 感染警戒期(5/15～5/25)	—
iv) 感染予防対策期(5/26～7/17)	○感染患者・疑い患者受け入れ対策(以降継続) ・術前患者等に対する抗原検査、PCR検査の導入
v) 感染警戒期(7/18～7/31)	○院内感染防止の徹底(以降継続) ・サーモグラフィカメラの導入

49


課題	課題に対するこれまでの対応と今後の方向性
① 県内での感染拡大期等における来院者の検温等に係る職員の不足が懸念される。	① サーモグラフィカメラ(体表面温度測定装置)導入による来院者の効率的な検温を実施している。
② 呼吸器内科医等専門医、感染症対策を担える看護職員、急増する各種事務に対応する事務員の不足が懸念され、重症患者が増えた場合の呼吸器内科医及び麻酔科医、臨床工学技士の確保が必要である。	② 対応マニュアルに基づく計画的医療提供体制及び看護体制の整備や研修等を通じた県立病院間の医師等の連携強化により、限られた医療スタッフ等の効率的配置や質の向上を図る。 中長期的には医療スタッフの充実も視野に入れ、適正な配置を図っていく。
③ 重症患者にも対応するための機器(E CMOなど)及び体制の整備や、転院・転棟訓練が必要である。	③ 国の補正予算等を活用した機器の整備、シミュレーションの実施、対応マニュアルを活用した転院・転棟訓練を実施する。
④ 外来・入院患者の減少に伴う収支悪化や、診療材料等の価格高騰が懸念される。	④ 国の補正予算等を活用した財源確保、院内物流管理システム(SPD)等による効率的診療材料の確保・運用を行う。

50



### 3. 緊急事態措置等

新型コロナウイルス感染症に対する香川県対応方針

国の緊急事態宣言	(4. 7~) (特定都道府県 : 7 都府県)	(4. 16~) ※全都道府県へ拡大 (特定警戒都道府県: 13 都道府県) (上記以外: 本県を含む 34 県)	(5. 14~5. 20) (特定警戒都道府県: 8 都道府県) ※本県解除	(5. 21~5. 24) (特定警戒都道府県: 5 都道府県)	(5. 25~) ※全都道府県解除
		「香川県緊急事態」宣言 (4. 14~)		香川県感染警戒宣言 (5. 15~5. 25)	
特措法に基づく県の対策期		(1) 感染拡大防止集中対策期 (4. 17~5. 6) 本県が国の緊急事態宣言の対象区域に指定されており、クラスターの発生など、感染者が急増し、医療提供体制が逼迫している状態	(2) 感染拡大防止対策期 (5. 7~5. 14) 本県が国の緊急事態宣言の対象区域に指定されており、一定数の感染者が発生している状態	(3) 感染警戒期 (5. 15~5. 25) 本県が国の緊急事態宣言の対象区域から解除されているが、他の都道府県で対象区域が指定されている状態	(4) 感染予防対策期 (5. 26~) 全ての都道府県が国の緊急事態宣言が解除されている状態
1. 県民への要請等		県内での外出自粛 県外への外出自粛 接待を伴う飲食店等への外出自粛 3密の場への外出自粛	県内での外出自粛 県外への外出自粛 接待を伴う飲食店等への外出自粛 3密の場への外出自粛 新しい生活様式の徹底	県外への外出自粛 接待を伴う飲食店等への外出自粛 3密の場への外出自粛 新しい生活様式の徹底	<p>国の基本的対応方針等を踏まえ、段階的に社会経済の活動レベルを上げ</p>  <p>・新しい生活様式の徹底 ・適切な感染防止対策を講じる</p>
2. 事業者への要請等		対象施設への休業要請等適切な感染防止対策	一層の感染防止対策 新しい生活様式の徹底	一層の感染防止対策 新しい生活様式の徹底	
3. イベント等の開催		原則中止・延期	全国的大規模イベント等の開催自粛 50人程度未満は感染防止対策を講じる	全国的大規模イベント等の開催自粛 一定人数※以下は感染防止対策を講じる ※屋内: 100人以下かつ収容定員の半分以上 屋外: 200人以下かつ人と人の距離を十分確保	
4. 県有施設等における対応		基本的に休館	多数集客施設、観光客誘客施設等は原則休館 その他は感染防止対策を講じる	多数集客施設、観光客誘客施設等は原則休館 その他施設は感染防止対策を講じる	



## 対策期移行時の考え方

国の緊急事態宣言 (本県)		国の緊急事態宣言 (本県を除く他の都道府県)		国の緊急事態宣言解除
「香川県緊急事態」宣言		香川県感染警戒宣言		
(1) 感染拡大防止集中対策期	(2) 感染拡大防止対策期	(3) 感染警戒期	(4) 感染予防対策期	
本県が国の緊急事態宣言の対象区域に指定されており、クラスターの発生など、感染者が急増し、医療提供体制が逼迫している状態		本県が国の緊急事態宣言の対象区域に指定されており、一定数の感染者が発生している状態		全ての都道府県が国の緊急事態宣言が解除されている状態
<p style="text-align: center;">(1) → (2)</p> ○本県の感染状況や医療提供体制（病床稼働率等）、PCR検査状況（陽性率）、人口移動の状況などを含め、感染が収束に向かっているか、総合的に判断		<p style="text-align: center;">(2) → (3)</p> ○本県が国の緊急事態宣言の対象区域から解除されたとき (考え方) ①感染の状況 ・直近1週間の報告数とその前の週の報告数を下回る減少傾向の確認 ・直近1週間の10万人あたり累積報告数が0.5人程度以下 ②医療提供体制 ・重症者数が減少傾向で医療提供体制が逼迫していないこと ・患者急増に対応可能な体制が確保されていること ③監視体制 ・医師が必要とするPCR検査が遅滞なく行える体制が整備されていること などを踏まえて、総合的に判断 →香川県感染警戒宣言		<p style="text-align: center;">(3) → (4)</p> ○全ての都道府県に国の緊急事態解除宣言がなされたとき
<p style="text-align: center;">(1) ← (2)</p> ○本県が国の緊急事態宣言の対象区域に指定されたとき (考え方) ・直近の報告数や倍加時間、感染経路の不明な症例の割合等を踏まえて、総合的に判断		<p style="text-align: center;">(2) ← (3)</p> ○本県が国の緊急事態宣言の対象区域に指定されていないが、直近1週間で10万人あたり0.5人程度以上の新規感染者が発生しており、医療提供体制や監視体制などを含め、まん延防止の措置を講じる必要があるか、総合的に判断 →「香川県緊急事態」宣言		<p style="text-align: center;">(3) ← (4)</p> ○他の都道府県が国の緊急事態宣言の対象区域に指定され、対象区域の感染状況等により、今後、本県でもまん延の恐れがあるとき →香川県感染警戒宣言

※第15回県対策本部資料(5/15)より

53

### 催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針について

時期	コンサート等	展示会等	プロスポーツ等 (全国的な移動を伴うもの)	お祭り・野外フェス等	
				全国的・広域的	地域の行事
【移行期間】 ①の期間 ～6月18日	○ 【100人又は50% (注) (屋外200人)】 *密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意	○ 【100人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	×	×	△ 【100人又は50% (屋外200人)】 *特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
②の期間 ①の期間から 約3週間後 (6.19～7.9)	○ 【1,000人又は50%】 *密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応	○ 【1,000人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【無観客】(ネット中継等) *無観客でも感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手等の行動管理		○ *特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
③の期間 ②の期間から 約3週間後 (7.10～7.31)	○ 【5,000人又は50%】 *密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応	○ 【5,000人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【5,000人又は50%】 *感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理		
【移行期間後】 感染状況を見つ、 8月末まで維持	○ 【5,000人又は50%】 *密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応	○ 【5,000人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【5,000人又は50%】 *感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理	×	

- (注)・屋内は人数上限と収容人数の50%のどちらか小さい方を限度。屋外にあっては十分な間隔（できるだけ2m）を確保
- ・ただし、屋外であっても、座席等により参加者の位置が固定され、かつ収容定員の定めがある場合には、収容定員の50%程度以内という基準を用いる。また、屋内であっても、座席等により参加者の位置が固定されず、又は収容定員の定めがない場合には、人と人との距離を十分に確保という基準を用いる。
  - ・9月以後の取扱いについては、今後検討

※第23回県対策本部資料(7/31)より

54



## 県立学校における対応

	3月	4月	5月	6月				
臨時休業の期間	3/2 <div style="background-color: yellow; text-align: center; padding: 5px;">①</div>	3/20 春季休業	4/5 学校再開	4/13 4/24 <div style="background-color: yellow; text-align: center; padding: 5px;">②</div>	5/8 <div style="background-color: yellow; text-align: center; padding: 5px;">③</div>	5/31 <div style="background-color: yellow; text-align: center; padding: 5px;">④</div>	※準備期間 (5/21～29)	6/1 学校再開
臨時休業の理由等	①国からの休業要請		②国の緊急事態宣言の発令(4/7) 対象区域からの来県や帰県による感染拡大の懸念  ③「香川県緊急事態」宣言(4/14) 国の緊急事態宣言の対象区域の全都道府県への拡大(4/16)  ④国の緊急事態宣言の延長(5/4) 大型連休後の感染状況等の見極め  <div style="border: 1px dashed gray; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1週間を単位とした家庭学習サイクルの実施</li> <li>・ICTの積極的な活用、県立学校ICT活用教育プロジェクトチームの設置</li> <li>・「学校再開時の感染症予防対策ガイドライン」、「学校の臨時休業等に関する基準」の作成</li> </ul> </div> ※5/21～5/29を、学校再開に向けた準備期間と位置付け				・感染症予防対策の徹底 ・休業期間の状況を踏まえた教育活動の実施	

※第15回県対策本部資料(5/15)より一部改訂 55

### ①県民への要請等

○実施してきた対応策等

o) 感染拡大防止集中対策期以前(～4/16)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本県以外の7都府県への国の緊急事態宣言を受け、不要不急の外出自粛、3密回避、感染予防対策の徹底を協力依頼(4/7)</li> <li>・知事からの要請を受け、県警が警らの際、繁華街において、不要不急の外出自粛に係る呼びかけを実施(4/13～5/14)</li> <li>・「香川県緊急事態」を宣言し、改めて不要不急の外出自粛等を協力依頼(4/14)</li> </ul>
i) 感染拡大防止集中対策期(4/17～5/6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4/16に本県を含む全都道府県が特措法に基づく緊急事態宣言の対象地域となったことから、特措法に基づく措置として、これまでの措置に加え、大型連休期間中における都道府県をまたいだ不要不急の外出自粛を要請(4/17～5/6)</li> </ul>
ii) 感染拡大防止対策期(5/7～5/14)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5/4に国の緊急事態宣言が5/31まで延長されたことを踏まえ、改めて、特措法に基づく不要不急の外出自粛等を要請、新しい生活様式の徹底を協力依頼(5/7～5/14)</li> </ul>
iii) 感染警戒期(5/15～5/25)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の緊急事態宣言の対象地域から本県が解除されたことを踏まえ、県内での外出自粛要請は行わず、都道府県をまたいだ不要不急の移動自粛、3密のある場等への外出自粛、新しい生活様式の徹底を協力依頼(5/15～5/25)</li> </ul>
iv) 感染予防対策期(5/26～7/17)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全都道府県の緊急事態宣言は解除されたが、5月末までの都道府県をまたぐ不要不急の移動自粛の協力依頼、6/1～6/18の間は、5/25まで特定警戒都道府県であった地域との移動は慎重に検討、過去にクラスターが発生したような施設への外出は一定の安全性が確認されるまで自粛を協力依頼、新しい生活様式の徹底を協力依頼(5/26～7/17)</li> <li>・発熱等の症状がある場合は都道府県をまたぐ移動はもとより、外出を控えるよう協力依頼、業種別ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控えることを協力依頼(7/10～7/17)</li> <li>・再び県内で新規感染者が発生していることを踏まえ、感染警戒期の一步手前である「準感染警戒期」として、感染防止対策の徹底を協力依頼(7/15～7/17)</li> </ul>
v) 感染警戒期(7/18～7/31)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染予防対策期における対策に加え、不要不急の県外への移動は慎重に検討するよう協力依頼、県外に移動した場合、帰県後14日間は行動記録を取るよう協力依頼、接触確認アプリのインストール、会食時の3密回避の徹底について協力依頼(7/18～)</li> </ul>



## 【実績】

県の感染状況や、国の緊急事態宣言等に応じて、外出自粛等の対応を要請した結果、大型連休の人数が感染拡大前の5～6割減となった。

課題	課題に対するこれまでの対応と今後の方向性
①県内の外出自粛や県外への移動自粛により、人とモノの動きが停滞し、観光産業や交通事業者をはじめ、あらゆる社会経済活動に大きな影響が生じた。	①「香川県対応方針」と「対策期移行時の考え方」を見直し、感染拡大防止策の徹底を前提として、他都道府県の発生状況を勘案しつつ、社会的影響を考慮した外出自粛の要請等を行うこととした。
②国の基本的対応方針や専門家会議の提言等が示されてから、極めて短期間で判断する必要があった。	②今回見直した対策期の移行基準に基づき、モニタリングを継続して実施することにより、県民への要請等を適切なタイミングで実施していく。
③県民の皆様には3密回避やマスクの着用など新しい生活様式の実践・徹底を促す対策が必要。	③これまでも、知事のメッセージ等を県のHPや県広報誌、新聞広告等を通じて、県民の皆様には周知をされており、これらの取組みを引き続き実施していく。

57

## (参考)人口増減の状況

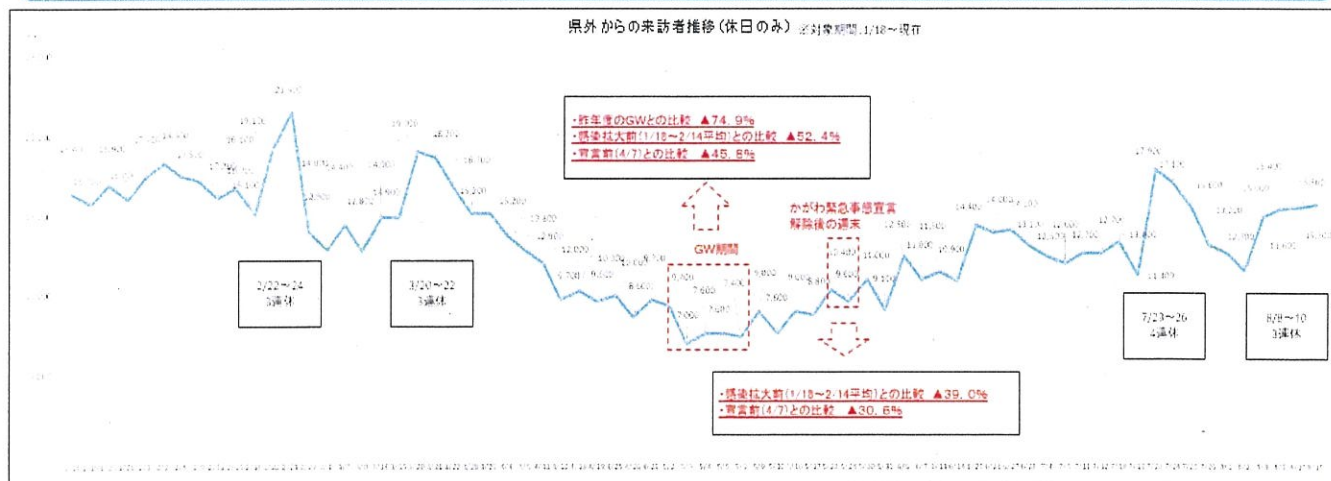
人口変動分析を見てみると、高松駅や高松丸亀町の15時の人口増減については、感染拡大以前(2020/1/18～2/14平均)とGW中を比較してみると、それぞれ▲62.6%、▲54.3%と外出自粛の協力要請の効果が表れている(NTTドコモモバイル空間統計より。)

	前年大型連休(期間平均)との比較	感染拡大以前との比較	緊急事態宣言前(4月7日)との比較
香川県高松駅	△55.7%	△62.6%	△62.9%
香川県高松丸亀町	( - )	△54.3%	△42.0%

上段 5月4日午後3時時点  
下段 4月21日午後3時時点

※1 出典元 NTTドコモ モバイル空間統計  
 ※2 「前年大型連休(期間平均)との比較」は2019年4月27日～2019年5月6日の午後3時時点の平均値と比較した値  
 ※3 「感染拡大以前との比較」は2020年1月18日～2020年2月14日の間の平日の午後3時時点の平均値と比較した値(平日は平日平均と、休日は休日平均との比較)

2020年1月以降の県外からの来訪者推移(休日のみ)を見てみると、2月の3連休に21,500人と最多となったが、外出自粛となっていたGWには7,000人まで落ち込んだ。なお、5月下旬以降は復調し、7月の4連休は17,000人台まで回復している。(ヤフー推計値より)





## ②事業者への要請等

### ○実施してきた対応策等

0) 感染拡大防止集中対策期以前(～4/16)	・発熱等の症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、テレワークや時差出勤等の推進について、県内経済団体に会員企業等への呼びかけを要請(2/28)
i) 感染拡大防止集中対策期(4/17～5/6)	・適切な感染防止対策の徹底を協力依頼(4/20) ・特措法に基づく施設の使用制限等の要請(休業要請)(4/22) →特措法対象施設に休止を要請(特措法対象外の床面積1,000㎡以下の施設に休止の協力依頼)、飲食店等の食事提供施設に営業時間の短縮を要請(4/25～5/6) →県外から多くの観光客が見込まれるうどん店に休業の協力依頼(5/2～5/6) ・特措法に基づき、商店街・スーパーマーケットの事業者に対し、3密回避の感染防止対策の徹底の協力要請(4.24)
ii) 感染拡大防止対策期(5/7～5/14)	・休業要請等は延長せず、3密回避のための特売・ポイントセール等の自粛などを加えた一層の適切な感染防止対策の徹底、県外客利用自粛を協力依頼、テレワーク、時差出勤、自転車通勤等の推進、職場内の3密回避行動の徹底を協力依頼(5.7～5.14)
iii) 感染警戒期(5/15～5/25)	・感染拡大防止対策期の対策について、特措法に基づかない協力依頼(5.15～5.25)
iv) 感染予防対策期(5/26～7/17)	・業種別ガイドラインや県の適切な感染防止策の徹底を協力依頼、テレワーク、時差出勤、自転車通勤等の推進、職場内の3密回避行動の徹底を協力依頼、保健所の調査に協力依頼(5.26～7/17) ・感染防止対策を徹底していることを示す掲示様式を作成・周知(6.1～)
v) 感染警戒期(7/18～7/31)	・感染予防対策期の対策について、特措法に基づく協力要請とするとともに、感染防止対策を徹底していることを示す様式を掲示することを協力要請(7/18～)

59

### 【実績】

休業要請等については、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(休業要請等に協力した事業者を対象に交付する協力金)の申請が①休業要請等:3,506件、②営業時間短縮要請:2,010件、③観光客の多いうどん店の休業要請:375件※あるなど、多くの事業者にご協力いただき、要請期間中の人出の抑制につながった。※①～③において一部重複あり。

課題	課題に対するこれまでの対応と今後の方向性
①休業要請等は、その要請等への対応による社会経済活動への影響が少なくないため、感染拡大防止策の徹底継続を前提として、全面的な要請だけでなく、業種を絞るなど部分的な要請なども検討することが必要。	①「香川県対処方針」と「対策期移行時の考え方」の見直しに当たり、休業要請等については、感染拡大防止策の徹底を前提として、社会的影響を考慮し、対象施設を限定するなどの見直しを行った。
②新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金は、地方創生臨時交付金を活用することができたが、今後、同様の協力金等を支給する場合には、より一層の財源手当が必要となる。	②今後、休業要請等を実施した場合、都道府県の財政状況等により、協力金等の支給に差異が生じないように、国において財源措置や補償金的な「協力金」の制度化がなされるように要望をしていく。
③休業要請等は、公表から実施までの期間が短く、事業者への周知や市町との調整の時間が十分に取れなかった。	③今回見直した対策期の移行基準に基づき、適切なタイミングで休業要請等を実施していく。
④事業者が業種別ガイドライン等を遵守していることを示す様式の掲示以外にも、県民が安心して施設等を利用できる仕組みができないか、一層の検討が必要。	④LINEを活用し、事業者が感染防止策を講じていることを示す様式を掲示できるようにするとともに、QRコードの登録により感染者が発生した店舗を利用した方に通知を行う仕組みを構築したことから、当該システムの利用を促していく。
⑤テレワークや時差出勤、自転車通勤の推進など、事業者による新しい生活様式の実践・徹底を促す対策が必要。	⑤香川県テレワーク導入促進事業や香川県前向きに頑張る事業者を応援する総合補助金事業等を実施し、企業の感染症リスクに対応した業務形態や働き方への転換を促進していく。

60



### ③イベント等の開催

#### ○実施してきた対応策等

0) 感染拡大防止集中対策期以前(～4/16)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県主催イベント等の開催基準等の策定・改定(2/28、3/30～4/12、4/8～5/6)</li> <li>→近距離での対面や人が密集する状況で、長時間過ごす場合のほか、参加者の追跡が困難な場合、高齢者や基礎疾患を有する方等が多数集まる場合には、原則中止又は延期</li> <li>→イベント等を実施する場合は適切な感染防止対策を講じ、対策ができない場合は中止又は延期</li> </ul>
i) 感染拡大防止集中対策期(4/17～5/6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特措法第24条9項に基づき、屋内外を問わず、複数の者が参加し、密集状態等が発生する恐れのあるイベント等の開催自粛を要請(4/25～5/6)</li> </ul>
ii) 感染拡大防止対策期(5/7～5/14)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国的かつ大規模イベント等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止・延期を協力要請</li> <li>・50人程度未満の少人数のイベント等については、県外参加者を減らし、3密を避け、感染対策を講じることを協力要請(5/7～5/14)</li> </ul>
iii) 感染警戒期(5/15～5/25)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国的かつ大規模イベント等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止・延期を協力依頼</li> <li>・一定人数以下※のイベント等につき、県外参加者を減らし、適切な感染防止策を講じることを協力依頼</li> <li>※屋内:100人以下かつ収容定員の半分以下、屋外:200人以下かつ人と人との距離を十分確保(5/15～5/25)</li> </ul>
iv) 感染予防対策期(5/26～7/17)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5月末までは、一定人数以下※のイベント等につき、県外参加者を減らし、適切な感染防止策を講じることを協力依頼(5/26～5/31)</li> <li>・6/1以後のイベント等は、新しい生活様式や業種別ガイドライン等に基づく適切な感染防止策を前提に、参加人数の上限を段階的に緩和(6/1～7/31)</li> <li>・感染予防対策期における地域の祭り等の開催にかかる留意事項を公表(6/22)</li> </ul>
v) 感染警戒期(7/18～7/31)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント等は、新しい生活様式や業種別ガイドライン等に基づく適切な感染防止策を前提に、参加人数の上限を段階的に緩和(6/1～7/31)</li> </ul>

61

#### 【実績】

県主催イベント、市町主催イベント、コンサート、プロスポーツの試合などのイベントのほとんどが中止又は延期となった。

課題	課題に対するこれまでの対応と今後の方向性
① 感染拡大の中では、安全側に振れざるを得ず、感染拡大防止と施設の利活用のバランスを図ることが困難であった。	① イベント主催者には、イベント開催時の留意事項や業種別ガイドライン等に沿った恒常的な感染防止対策に取り組んでいただくよう、引き続き、周知徹底を図るとともに、イベント参加者にも協力を依頼する。また、全国的又は大規模イベントについては、県の事前相談制度を活用して、感染防止策の徹底を依頼する。
② 県民が安心してイベント等に参加することができる仕組みを作る必要がある。	② LINEを活用し、参加したイベントで感染者が発生した場合に、当該イベントに参加した方に通知を行うLINEを活用した追跡システムを構築したことから、当該システムの利用を促していく。
③ いわゆるイベント以外の会議や研修等もイベントに準じて縮小及び自粛の傾向があった。	③ 「対策期移行時の考え方」で示した指標等に基づき、適切なタイミングでイベント等の開催にかかる対応を実施していく。また、県民ホール利用促進事業を実施し、県のイベント開催制限の段階的緩和の方針に沿いながら、県内の活性化を目指し、県民ホールを活用したイベントを主催する者を支援していく。
④ イベント等の参加人数や収容率の制限により、本県においては著名な音楽家のコンサート等の文化・芸術の催しや各種の講演会の開催が難しくなっている。	④ 知事から全国知事会議の場において、基準の緩和について発言するとともに、西村大臣に対して直接要望を行った。

62



#### ④ 県有施設等における対応

##### ○実施してきた対応策等

0) 感染拡大防止集中対策期以前 (~4/16)	・3密対策の徹底 ・段階的に県有施設等の休館・利用停止 (3/4~さぬきこどもの国わくわく児童館等)	・2/20~5/31を対象期間とし、19の県有施設の利用をキャンセルする場合、キャンセル料は不要とし、既納の使用料等は還付  ・対象期間を6/1~9/30(キャンセル申出期間は6/1~6/30)、対象施設を3施設に変更
i) 感染拡大防止集中対策期 (4/17~5/6)	・段階的に県有施設等の休館・利用停止 (4/20~栗林公園屋内施設ほか、4/24~全面休園等)	
ii) 感染拡大防止対策期 (5/7~5/14)	・多数集客施設、観光客誘客施設、屋内スポーツ施設、集団宿泊施設は原則休館し、その他の施設は感染防止対策を講じた上で順次、開館(5/7~5/14)	
iii) 感染警戒期 (5/15~5/25)	・多数集客施設、観光客誘客施設、屋内スポーツ施設、集団宿泊施設は原則休館し、その他の施設は感染防止対策を講じた上で順次開館(5/14~5/31)	
iv) 感染予防対策期 (5/26~7/17)	・適切な感染防止対策を講じた上で順次開館(6/1~)	
v) 感染警戒期 (7/18~7/31)		

63

課題	課題に対するこれまでの対応と今後の方向性
○利用制限・休止等について	
① 休館以外の利用制限、利用休止にかかる判断が難しい。(特に、常時入場等が可能な屋外施設)	① 「対策期移行時の考え方」で示した指標等に基づき、適切なタイミングで県有施設等の休館等にかかる対応を実施していく。
② 類似施設と対応時期等の調整に時間を要した。	② 所管課と施設間、施設同士又は各部局間や市町との連携及び情報共有を支障なくできるよう、日頃より調整しておく。
○感染防止対策について	
③ マスク、消毒液、非接触型体温計などの衛生用品の確保や施設内の消毒の徹底など感染症対策を十分講じる必要があった。	③ 感染症の予防に必要なマスク、消毒液、非接触型体温計等の確保をした。
④ 利用者に対して、マスク着用や検温など、感染症対策への理解と協力を得るよう説明を尽くしたうえで、円滑な入館等を促す必要があった。	④ 各施設において業種別ガイドライン等に沿った恒常的な感染防止対策に取り組んでいくとともに、利用者にも感染防止対策に協力いただくよう、周知啓発をする。
⑤ 県民が安心して施設等を利用することができる仕組みを作る必要がある。	⑤ LINEを活用し、利用した施設で感染者が発生した場合に、当該施設等を利用した方に通知を行うLINEを活用した追跡システムを構築したことから、当該システムの利用を促していく。

64



## ⑤学校等における対応【県立学校等】

### ○実施してきた対応策等

0) 感染拡大防止集中対策期以前(～4/16)	・県立学校(3/2～)、市町立小・中学校(3/3)を春休みまで臨時休業とし、新学期から教育活動を再開(4/6～)したが、国の緊急事態宣言の発令に伴い、本県においても感染拡大が懸念されることから、再度休業(4/13～24)。
i) 感染拡大防止集中対策期(4/17～5/6)	・県立学校は、臨時休業期間を延長(4/27～5/8)。 ・市町立小・中学校においても、臨時休業期間を延長(4/27～5/8)。
ii) 感染拡大防止対策期(5/7～5/14)	・県立学校は、臨時休業期間を5/31まで延長。週1回程度の分散登校可。 ・市町立小・中学校においても、臨時休業期間を延長(5/24まで、または31日まで)。
iii) 感染警戒期(5/15～5/25)	・県立学校は学校再開に向けた準備期間を(予定の5/25から)5/21からに前倒し。中学3年生と高校3年生は分散形式の授業可、他の学年も登校日の頻度を高めることが可。 ・市町立小・中学校においても、学校再開の前倒し、登校日の設置等、段階的に教育活動を再開。 ・「学校再開時の感染症予防対策ガイドライン」「学校の臨時休業等に関する基準」や注意喚起ポスターを作成、配付。
iv) 感染予防対策期(5/26～7/17)	・部活動の段階的实施。 ・中止された全国大会等の代替地方大会等の開催を検討。 ・児童生徒や教職員が新型コロナウイルスに感染した場合の「学校の臨時休業等に関する基準」を見直し。
v) 感染警戒期(7/18～7/31)	・ガイドラインの徹底や感染者や濃厚接触者等に対するいじめや差別的な言動がないよう注意喚起。 ・中止された全国大会の代替地方大会の開催(27競技) ・部活動について、8/1から宿泊を伴う活動や県外遠征等が可能となることを見据え、これらについては学校長の判断のもとで実施するよう求めるとともに、徹底した感染防止策を講じるよう通知を发出。

65

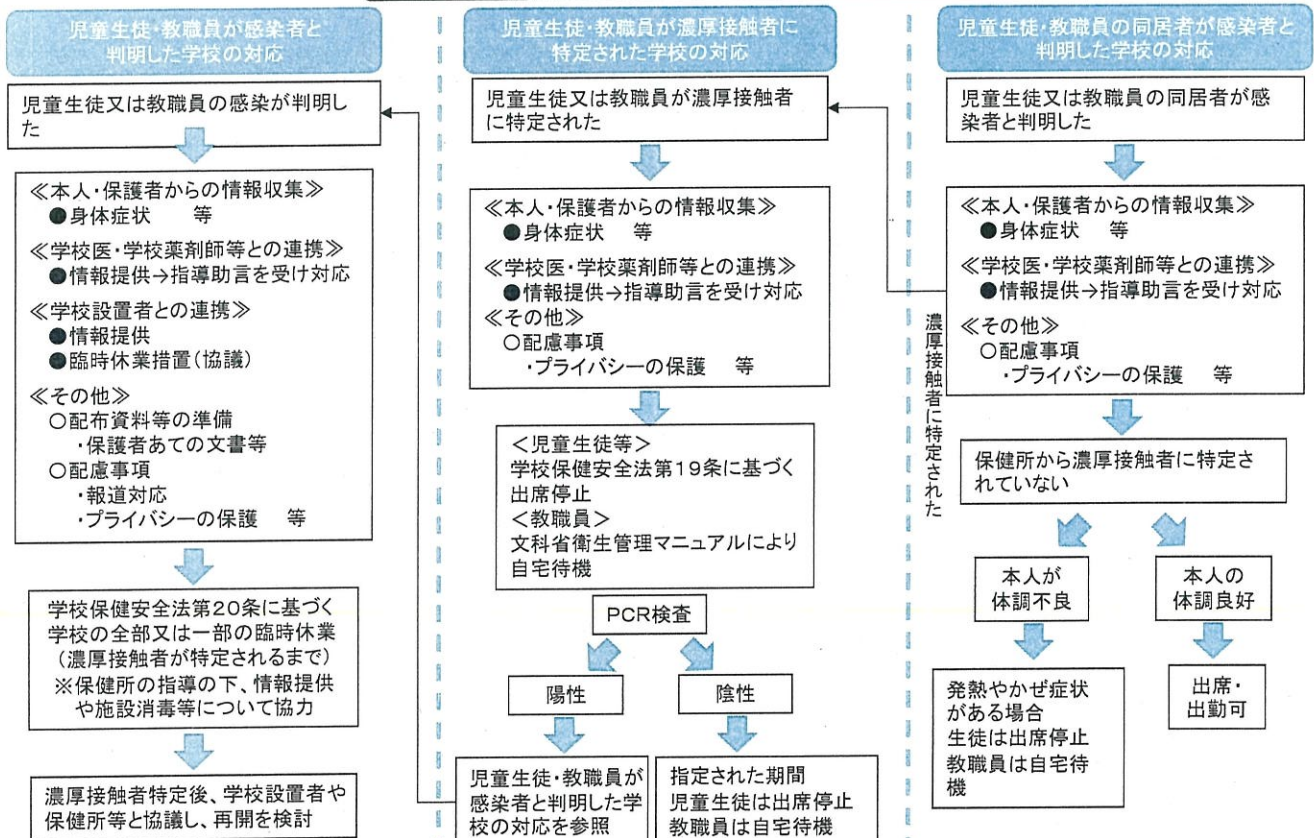
課題	課題に対するこれまでの対応と今後の方向性
① 臨時休業や学校再開の判断を行うに当たっては、学びの保障と感染拡大防止の両立を図っていく必要がある。	① 学校再開にあたり、各学校での感染症予防対策をまとめた「学校再開時の感染症予防対策ガイドライン」「学校の臨時休業等に関する基準」や児童生徒への注意喚起ポスターを作成、配付した。
② 生徒間の十分な距離の確保が難しいなど、感染予防対策に困難が生じる場合がある。	② 感染症対策や学びの保障等に必要な取組を迅速かつ柔軟に実施するための経費の補助、特別支援学校のスクールバスの増便など、感染防止対策を引き続き行う。
③ オンライン学習を行う場合の通信環境やデジタル教材、学習ソフト等が不十分であり、指導を行う教員のICT活用能力やICTの効果的な活用を支援する人材も不足している。また、臨時休業時の生徒との連絡体制が十分準備できていないところがあった。	③ 児童生徒の学習継続の環境整備のため、GIGAスクール構想を前倒し、今年度内に県立高校生は3人に一台、県立中学校、特別支援学校の義務教育課程の生徒は1人一台のパソコンの整備を行う。また、教員によるPTにおいて、デジタル教材や学習ソフト等の検討を行うとともに、ICTを効果的に活用するための人材(教員、ICT支援員等)の育成・確保に努めていく。Web会議システムを利用したホームルームや健康観察・諸連絡の実施ができるような環境を整備していく。
④ 小・中学校では、臨時休業による学習の遅れを取り戻すため、教員の負担に配慮しながら、丁寧に授業を行っていくことが必要。	④ 市町立小・中学校において感染症対策を講じながら児童生徒の学びを確保するために必要な人的体制の整備(教員の追加配置、学習支援員及びスクールサポートスタッフを追加配置する市町への支援)を行った。

66



- ⑤ 長期の臨時休業による生活リズムの乱れや心理的ストレス、感染への怖れによる登校不安など、生徒の生活面・心理面のケア。
- ⑥ 感染拡大防止の観点から、インターハイや全国高等学校野球選手権大会などが中止となり、生徒たちが日ごろの練習の成果を発揮するための機会が失われた。
- ⑦ 急な臨時休業に伴う学校給食用の食材の廃棄や、給食関連業者の事業への影響を考慮する必要がある。
- ⑤ 学校においては、担任をはじめスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが生徒の様子を注意深く観察しながら、気にかかる生徒には声掛けや面談の設定をする等、生徒の心に寄り添いながらケアするように努めるとともに、教育センターにおいても、児童生徒・保護者・教員等の相談窓口を設けており、引き続き相談受付を行っていく。
- ⑥ インターハイ等代替地方大会開催支援事業を実施し、運動部活動全国大会の代替地方大会の開催に要する経費を支援する。
- ⑦ 学校給食の安定的な供給体制を維持するため、臨時休業の影響を受けた県立学校の学校給食加工業者への支援を検討する。

出席停止、臨時休業等の基準について





⑤学校等における対応【保育所・放課後児童クラブ・幼稚園】

○実施してきた対応策等

o) 感染拡大防止集中対策期以前(4/16)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3月の臨時休業時から4月13日までは、保育所は国の要請に沿って、放課後児童クラブは、長期休暇に準じて開所</li> <li>・家庭での保育が可能な場合には、登園を控えるよう市町や市町教育委員会等から保護者に要請するとともに、要請を受けて登園を自粛した保護者は、小学校休業対応助成金、小学校休業等対応支援金の利用が可能であることについて周知を依頼(4/13)</li> <li>・感染防止に係る職員・利用者・家族の協力を依頼(4/15以降、随時)</li> </ul>
i) 感染拡大防止集中対策期(4/17~5/6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町を通じて、コロナ感染防止のために保育施設等の利用を控えた場合の休業補償制度及び労働相談窓口の周知や、職員が休みを取りやすい体制づくりへの配慮を依頼(4/20,5/5,5/15)</li> <li>・家庭での保育が可能な場合には、登園を控えるよう市町や市町教育委員会等から保護者に要請することを依頼(4/20,5/5)</li> <li>・感染防止に向けた取組み及び感染者等が発生した場合の対応についてリーフレットで周知(4/22)</li> <li>・保育所について、医療従事者や一人親家庭等の幼児・児童の保育を確保しつつ、保育の提供の縮小又は臨時休業の検討を市町に要請(4/25~5/6)。</li> <li>・要保護児童対策地域協議会における子どもの見守り支援や保護者への相談支援(~4/26)</li> <li>・要保護児童対策地域協議会における子どもの見守り支援や保護者への相談支援を強化(4/27~)</li> </ul>
ii) 感染拡大防止対策期(5/7~5/14)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用自粛の依頼を継続</li> </ul>
iii) 感染警戒期(5/15~5/25)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用自粛の依頼を継続</li> </ul>
iv) 感染予防対策期(5/26~7/17)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用自粛の依頼を継続(5/31まで)</li> <li>・保育所向けの感染予防のリーフレットを作成し、県内の全保育所等に送付し、職員や保護者等に周知</li> </ul>
v) 感染警戒期(7/18~7/31)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警戒レベルが引き上げられたことから、より慎重で徹底した感染防止対策に取り組むよう依頼</li> <li>・子どもを預ける保護者に、感染症に関する子育ての不安の相談窓口として、子ども女性相談センターの「子ども家庭電話相談」を市町を通じて周知(7/31)</li> </ul>

69

【実績】

登園を控えて頂くお願いに対して、右記のとおり、多くの保護者にご協力をいただいた。

自粛率	保育所	放課後児童クラブ
4/15	約4割	約3割
4/23	約7割	6割超
5/20	約5割	約6割

課題	課題に対するこれまでの対応と今後の方向性
① 当初、学校の休業が急に決定されたことから、放課後児童クラブを午前中から開所するための人員及び場所の確保に追われた。	① 小学校を休業し、放課後児童クラブを午前中より開所する場合は、学校において、人や場所の確保について、十分配慮していただけるよう、県及び県教委から依頼を行った。
② 保育所や放課後児童クラブについては、休業協力要請の対象外ではあるが、医療従事者や社会の機能を維持するために、就業継続が必要な者、ひとり親などで仕事を休むことが困難な者の子供等の保育等を確保しつつ、保育の縮小や臨時休園等について要請されたことから、保育士や職員等の中には、開所を継続することによる感染不安や保護者からの問合せの増加などにより、心理的不安や悩みを感じた者がいた。	② 市町が実施する、職員が感染対策について相談できる窓口設置の取組みの支援など、保育士や職員等の心理的不安や悩みに寄り添った取組みを行っていくことで、職員の離職防止につなげていく。
③ 現場において、どのように3密を避け、感染防止策を徹底すべきかについての判断が難しかった。	③ 保育所でのクラスター発生を受け、保育所向けの感染予防のリーフレットを作成し、県内の全保育所等に送付し、職員や保護者等に周知した。



## ⑥福祉施設における対応【高齢者施設、障害者施設等】

### ○実施してきた対応策等

0) 感染拡大防止集中対策期以前 (~4/16)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症発生に伴う福祉施設における感染予防対策を周知(2/18等)</li> <li>・優先順位の整理等感染拡大時における業務継続に向けた準備を要請(2/28)</li> <li>・高齢者入所施設に対して、新型コロナウイルス感染症にかかるチェックシートを作成し、周知(3/12)</li> <li>・新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を整理し周知(3/13)</li> <li>・市町等に対し放課後等デイサービス、児童発達支援の利用を控えるよう保護者に要請することを依頼(4/13等)</li> <li>・感染防止に係る職員・利用者・家族の協力を依頼(4/15)</li> </ul>
i) 感染拡大防止集中対策期 (4/17~5/6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染発生時における施設が対応すべき事項を整理しリーフレットで周知</li> <li>・施設職員が自ら行動記録を作成するよう協力依頼(4/21等)</li> <li>・障害福祉サービス等事業所における感染防止に向けた取組み及び感染者等が発生した場合の対応についてリーフレットで周知(4/22等)</li> <li>・感染発生時、施設から関係機関へ迅速な報告が必要な事項を報告書様式に整理し周知(5/1等)</li> </ul>
ii) 感染拡大防止対策期 (5/7~5/14)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家で過ごす高齢者が健康を保つためのポイントを紹介するポスターやリーフレットを作成・配布するとともにホームページに掲載(5/7~)</li> </ul>
iii) 感染警戒期 (5/15~5/25)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染防止に係る職員・利用者・家族の協力を依頼(5/18)</li> </ul>
iv) 感染予防対策期 (5/26~7/17)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染防止に係る職員・利用者・家族の協力を依頼(5/28)</li> <li>・新型コロナウイルス感染症発生に伴い職員が不足する福祉施設に対し県から代替職員を派遣するスキームの構築(6/9~6/30)</li> </ul>
v) 感染警戒期 (7/18~7/31)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染警戒期の対策について、事業所の職員への周知及び感染防止対策の取組み徹底について協力依頼(7/17)</li> <li>・高齢者施設の施設間応援に係る派遣調整業務等を県社会福祉協議会に委託(7/29)</li> </ul>

71

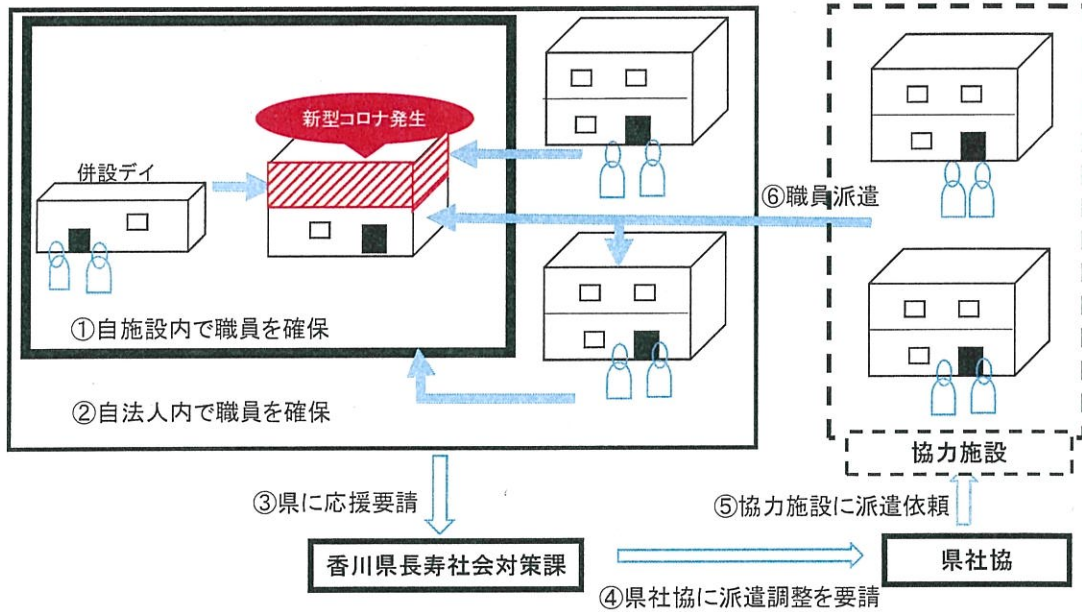
課題	課題に対するこれまでの対応と今後の方向性
① 福祉施設で新型コロナウイルス感染者が発生した場合、職員が濃厚接触者等として自宅待機となるなど施設において大幅な人材不足となる可能性がある。	① 関係団体と連携して、応援職員を相互に派遣する体制の構築を進める。
② 感染症に係る専門的知識を踏まえた施設運営・マネジメントを行う必要がある。	② 感染症対応力強化を目的とする管理者向け、現場職員向けの研修会を開催する。

72

新型コロナウイルス高齢者施設相互応援ネットワーク

【概要】

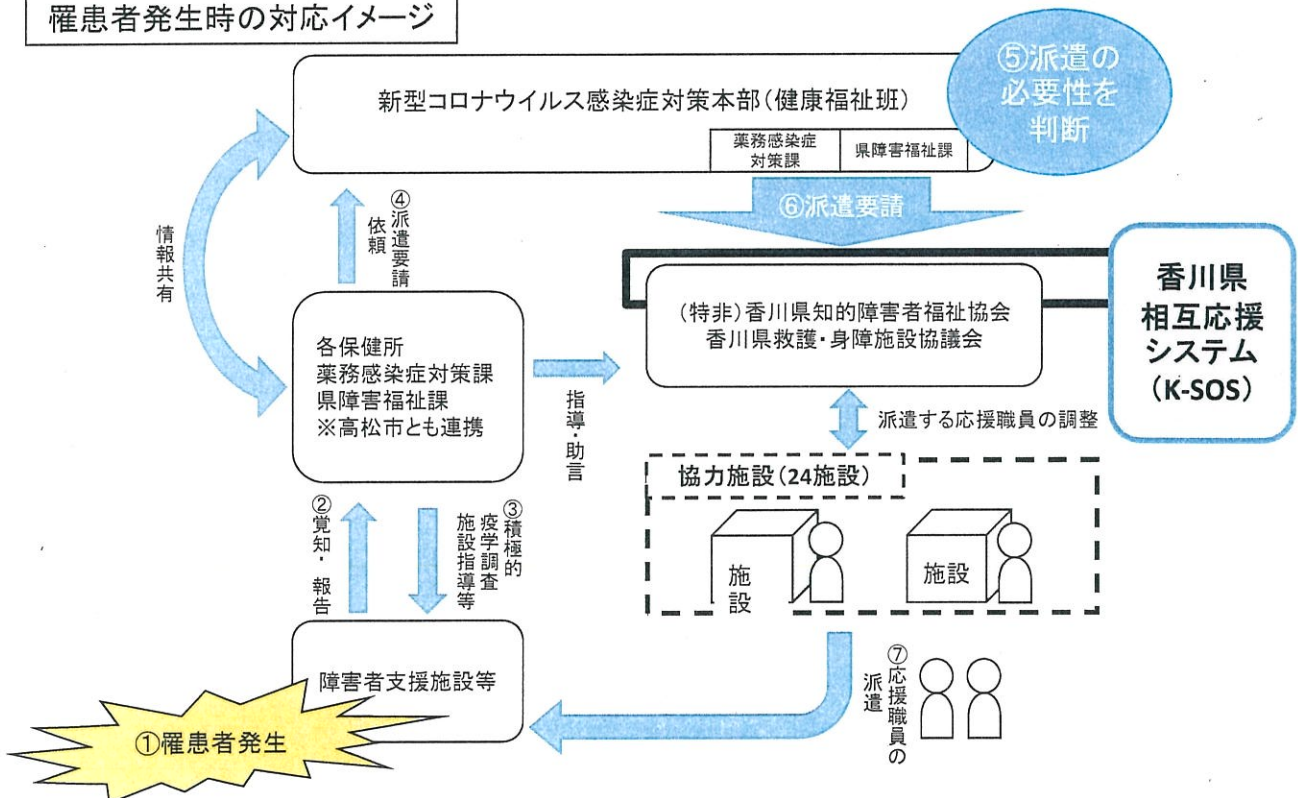
- 入所施設で感染者が発生した場合は、まずは同一施設、次に同一法人内の職員で対応する。
  - それでも不足する場合に、県に応援要請をし、県社協が登録された協力施設から応援職員を派遣する。
- ※事業所の職員派遣に係る費用(人件費、危険手当、旅費、宿泊費)は、サービス継続支援事業を活用



(8月18日～登録開始) 73

香川県相互応援システム(K-SOS)のイメージ

罹患者発生時の対応イメージ



(8月18日 協定締結)



(参考)緊急事態措置等の検証を踏まえた  
香川県対処方針の見直し  
(R2. 8. 21)

新型コロナウイルス感染症に対する香川県対処方針

令和2年5月15日  
令和2年8月21日改正

		(1)感染予防対策期	(2)準感染警戒期	(3)感染警戒期	(4)感染拡大防止対策期	(5)感染拡大防止集中対策期	(6)緊急事態対策期
県内の感染状況		感染者が確認されていないか、抑制できている状態	一定数の感染者が確認されている状態	一定の感染者が確認されており、感染者が拡大する恐れがある状態	感染者が拡大している状態	感染者が急増している状態	爆発的な感染の拡大が続いている状態 (国の緊急事態宣言の対象区域に指定されることを想定)
移行 基準	①直近1週間の県内新規感染者数 (注: 通算の人口10万人当たりの累積新規感染者数)	-	5人程度以上 (0.5人以上)	24人程度以上 (2.5人以上)	48人程度以上 (5人以上)	96人程度以上 (10人以上)	239人程度以上 (25人以上)
	②感染経路不明者数の割合	-	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上
	③直近1週間と先週1週間の比較	-	-	-	-	直近1週間が先週1週間より多い	直近1週間が先週1週間より多い
	④病床のひっ迫具合(病床全体)	-	-	-	-	最大確保病床の占有率1/5以上又は現時点の確保病床の占有率1/4以上	最大確保病床の占有率1/2以上
	④" (うち重症者用病床)	-	-	-	-	最大確保病床の占有率1/5以上又は現時点の確保病床の占有率1/4以上	最大確保病床の占有率1/2以上
	⑤療養者数 (人口10万人当たりの全療養者数※)	-	-	-	-	96人程度以上 (10人以上)	239人程度以上 (25人以上)
⑥直近1週間のPCR陽性率	-	-	-	-	10%以上	10%以上	
解除の判断基準		-	解除にあたっては、新しい対策期に入ってから、一定期間(少なくとも2週間)経過後、新規感染者が減少傾向になっている状態で、①~⑥の指標等を踏まえ総合的に判断				
<p>○各対策期への移行に当たっては、医療提供体制、監視体制(検査・相談等の件数)、クラスター発生状況、他都道府県の発生状況などを総合的に判断。また、警戒を強める際は、感染の傾向、濃厚接触者の状況、感染地域の状況等を踏まえ、移行基準より早めの移行も検討</p> <p>○県独自の「感染警戒宣言」、「緊急事態宣言」は、感染状況等に応じて適時に発出を検討</p> <p>○国から特措法に基づく新たな考え方が示された場合には対応を検討</p>							



# 新型コロナウイルス感染症に対する香川県対応方針

令和2年5月15日  
令和2年8月21日改正

	(1)感染予防対策期	(2)準感染警戒期	(3)感染警戒期	(4)感染拡大防止対策期	(5)感染拡大防止集中対策期	(6)緊急事態対応期
県内の感染状況	感染者が確認されていないか、抑制できている状態	一定数の感染者が確認されている状態	一定の感染者が確認されており、感染者が拡大する恐れがある状態	感染者が拡大している状態	感染者が急増している状態	爆発的な感染の拡大が続いている状態 (国の緊急事態宣言の対象区域に指定されることを想定)
共通事項(※1)	3密の回避やマスクの着用など「新しい生活様式」の実践、「かがわコロナお知らせシステム」・「接触確認アプリ(COCOA)」のインストール・積極的活用					
対応方針	県民への要請等	①の対策の徹底	【法 24④による要請】 ・(1) ④の対策の徹底に加え、 ・不要不急の県外への移動は慎重に検討	【法 24④による要請】 ・(1) ④の対策の徹底に加え、 ・不要不急の外出・移動は、県内外を問わず慎重に検討 ・特に、県内のクラスター発生施設や同種施設のうち、「業種別ガイドライン」等を遵守していない施設への外出自粛の要請を検討	【法 24④による要請】 ・(4)の対策に加え、 ・感染拡大につながる恐れのある施設(※2)のうち、「業種別ガイドライン」等を遵守していない施設への県内での外出自粛の要請を検討 ・世帯単位での感染対策も含まれ、県外への移動自粛の要請を検討	【法 24④又は法 45④による要請】 ・県内での外出自粛の要請を検討 ・県外への移動自粛の要請を検討
	事業者への要請等		【法 24④による要請】 ・(1)の対策の強力な推進	【法 24④による要請】 ・(3)の対策に加え、 ・クラスター発生施設や同種施設のうち、「業種別ガイドライン」等を遵守していない施設への休業等の要請を検討	【法 24④による要請】 ・(3)の対策に加え、 ・感染拡大につながる恐れのある施設(※2)のうち、「業種別ガイドライン」等を遵守していない施設への休業等の要請を検討	【法 24④又は法 45④による要請】 ・(3)の対策に加え、 ・営業時間やガイドラインの遵守状況等を考慮しつつ、生活必需品等を取引する事業者等を対象に特措法対象施設等への休業等の要請を検討
	イベント等の開催(※3)		【法 24④による要請】 ・(1)の対策と同様	【法 24④による要請】 ・(1)の対策と同様	【法 24④による要請】 ・(1)の対策に加え、 ・全国的かつ大規模イベント等の中止又は延期の要請を検討	【法 24④又は法 45④による要請】 ・原則中止・延期の要請を検討
	県有施設等における対応		・適切な感染防止対策を講じた上で開催	・(1)の対策と同様	・(1)の対策と同様	・(1)の対策に加え、 ・多数集客施設、観光客誘客施設等の休館の検討
<p>○各対策期における措置の実施の要否に当たっては、医療提供体制、監視体制(検査・相談等の件数)、クラスター発生状況、他都道府県の発生状況などを総合的に判断。また、対策期ごとに上記以外の対策を講じることも想定</p> <p>※1 対策期に応じて、特措法による要請の適用</p> <p>※2 休業等を要請する「感染拡大につながる恐れのある施設」については、県内の感染事例や国の基本的対応方針等を考慮して判断</p> <p>※3 イベント等の開催については、国の基本的対応方針等を踏まえ、屋内外の別を考慮して、参加人数のほか、施設の収容定員に対する参加人数の比率等を総合的に判断</p>						

## 4. その他

79

### ①情報発信

#### ○実施してきた対応策等

- ・新型コロナウイルス感染症に関するホームページを開設
  - 県HPのトップにバナーを設置し、県民や事業者に対する支援制度等、必要な情報をまとめて紹介
  - 県HPで、多言語による新型コロナウイルスに関する情報提供
- ・知事記者会見等の開催
  - 知事の背景にバックシートを掲示し、感染拡大防止を呼び掛け(3/23～)、手話通訳を導入(4/13～)
  - 臨時記者会見の様態を動画で配信(4/14～)、インターネット上でのライブ配信(5/5～)
- ・県民向け広報、地元紙への情報の掲載
  - 県広報誌(5～7月号で新型コロナウイルス対策を特集)、県政テレビ、ラジオ、SNS、メールマガジン、地元紙への広告掲載などによって広く県民向けに情報発信
  - 岡山県・香川県・テレビ7局緊急共同キャンペーン(4/28～5/31)など
- ・LINE公式アカウント「香川県一新型コロナ対策パーソナルサポート」を開設し、運用(3/27～)
- ・特別定額給付金を装った詐欺、新型コロナウイルス感染症に乗じた消費者トラブルや犯罪被害に関する注意喚起
- ・新型コロナウイルス罹患者や医療従事者等への差別に対する啓発キャンペーン「STOP! コロナ差別-差別をなくし正しい理解を-」や「NO コロナハラスメント～正しい情報をもとに冷静な行動を～」を実施

80



課題	課題に対するこれまでの対応と今後の方向性
① 新型コロナウイルス感染症にかかる情報発信については、発信する情報の緊急性や、発信する相手方等に応じて、ホームページやSNS、県広報誌、新聞広告、折込みチラシ、テレビやラジオのCMなど、さまざまな手法を用いて行ってきた。	① 引き続き、タイムリーな広報や情報発信に努めていくとともに、メディアの特徴に応じたターゲット設定を行い、発信する情報に合った手法を用いた広報を行っていく。特に、ホームページやSNSでは、迅速な情報発信が可能なことから、これらを周知することにより、県民がより早く正確な情報を得ることができるようにしていく。
② 概ね迅速かつ丁寧な情報発信に努めてきたが、感染対策期に応じた施策を講じる際に、公表から実施まで間がないものがあり、周知に十分な時間がとれないことがあった。	② 必要なときに、迅速に情報が発信できるよう、各フェーズを想定した番組の事前収録や各種PR動画の作成、チラシ挟み込みなどの体制確保を行っておく。
③ 新型コロナウイルス感染者や医療従事者等への差別にかかる懸念があった。	③ 啓発キャンペーンを実施し、動画やポスターの掲示などを通じて、医療従事者等への感謝の気持ち、感染症や医療従事者等への差別や偏見・誹謗中傷を行わないこと、正しい情報をもとに冷静な行動をとることを訴えている。
④ ホームページに掲載すべき新型コロナウイルス感染症にかかる情報が多くなったことから、県民が利用しやすいHPとする必要がある。	④ スマートフォンを意識したページの作成など、利用者の利便性の向上を意識したサイトづくりをしていく。また、研修の実施により、ホームページ制作に関する職員のスキル向上を図っていく。

81

課題	課題に対するこれまでの対応と今後の方向性
⑤ 多言語による情報の提供を行っていたが、当該サービスの周知が不十分であったため、在住外国人の方に、必要な情報が十分に届いていないという声をいただいた。	⑤ 在住外国人の方にも、情報を適切に届けられるよう、アイパル香川などの在住外国人支援拠点を活用してホームページの認知度向上を図っていく。
⑥ 知事記者会見では、聴覚障害をお持ちの方を含め、より多くの県民の方にいち早く情報を提供していく必要がある。	⑥ 引き続き、手話通訳の同席や会見の様態を動画配信するなど、分かりやすい情報発信に努める。

82



## ②市町との連携・情報共有

### ○実施してきた対応策等及び今後の方向性

新型コロナウイルス感染症に対応するためには、県・市町・関係者間の連携・情報共有が重要であることから、県では、これまでも、県の事業や国の通知等の情報提供を行うほか、マニュアルの作成や、市町における新型コロナウイルス感染症対策の調査の実施、市町と協力して実施する事業の連携・調整、市町と市町以外の関係者との協議の調整などを実施してきており、今後も、継続して連携・情報共有を行っていく。

#### 【主な連携・情報共有の例】

- 知事と市町長との連携・情報共有について：感染者が発生した市町との情報共有、知事と県内市町長とのWeb会議の開催(4/23、7/29)、知事が県内市町長を個別に訪問し、意見交換(6/5～6/19)、地方財政措置等について、県と市町が共同で国に要望(要望書のとりまとめ：7/29)
- 避難所運営について：自宅療養者や濃厚接触者など特に配慮が必要な方の避難について、保健所と市町の対応要領等を確認するなどの連携、避難所における感染症対策に必要な物資等の確保
- 廃棄物処理について：新型コロナウイルスを想定した廃棄物処理事業継続計画(BCP)の策定の促進
- 福祉施設への対応について：感染疑い事例発生時における県・市町・保健所間の円滑な情報共有、福祉施設における感染症対策に必要な物資等の確保
- 火葬場の運営について：火葬場を設置する市町・広域組合と、医療機関・葬祭業者団体との情報共有を図り、対応手順等の共有、市町間の連携・情報共有
- 母子保健について：乳児健診や産婦健診について、各市町・県医師会・国保連合会等と調整・情報共有、里帰り出産の方の相談窓口について産婦人科医会・助産師会と調整を行い市町に周知、不安を抱える妊婦等のため産婦人科医会・各保険事務所、各市町と調整
- 要保護児童等(特定妊婦を含む)の見守りについて：市町の要保護児童対策地域協議会が中心となり見守りを行う体制の強化、児童相談所から要保護児童対策地域協議会の参画期間に対する助言・指導

83

## ③県職員に係る感染予防対策

### ○実施してきた対応策等

県庁職員については、香川県緊急事態宣言や県新型コロナウイルス感染症対策本部における県民に対するお願いや国の基本的対処方針などを踏まえて、外出の自粛や感染予防対策を実施してきた。

#### 【主な対応策】

- ・時差出勤(2/27～)
- ・健康状態によりり患した場合の影響が大きい職員の在宅勤務の募集(2/27～)
- ・感染拡大地域から帰県後14日間は新規採用職員は在宅勤務、異動職員は自宅待機や対人接触の回避(4/1～)
- ・東京事務所・大阪事務所において、在宅勤務の実施(4/9～6/5(大阪)、6/12(東京))
- ・県警職員の在宅勤務・サテライトオフィス勤務の導入(4/15～)
- ・県立学校教員の在宅勤務の実施(4/17～)
- ・本庁における執務スペースの分散化(4/20～)
- ・休憩時間の弾力的運用(4/21～)
- ・臨時サテライトオフィスの設置(4/23～)
- ・職員健康管理センター(中央病院)の設置など、職員の健康管理・メンタルヘルスサポートを充実(4/24～)
- ・県立病院職員等の宿泊施設の確保(4/29～)
- ・全職員を対象としたテレワーク用パソコンの短期貸与の開始(5/11～)

### ○課題と今後の方向性

- ・引き続き、香川県対処方針に基づき、対策期ごとの対応方針に沿った感染予防対策等を実施していく。
- ・在宅勤務は、利用可能なパソコンの台数が限られおり利用が限定的となったが、今年度、モバイル型パソコンへの更新を予定しており、この活用を図っていく。



#### ④県庁職員の人員体制(兼務発令・動員)

##### ○実施してきた対応等

新型コロナウイルス感染症の発生を受け、感染拡大の防止と、経済活動の維持回復の両面にわたり、全庁挙げて取り組み、必要な人員の配置について、その時々状況に応じて臨機応変に対応してきた。これまでの兼務発令による増員 28名、動員 696名(令和2年8月26日時点)

【主な対応策】(部内限りで行われた動員を除く。)

- ・新型コロナウイルス対策本部の人員体制の強化(4/14～8/5兼務発令)
- ・環境保健研究センターにおけるPCR検査受付・実施体制等の強化(4/14～6/23兼務発令)
- ・軽症者等宿泊療養施設の運営等業務に係る動員(4/22～)
- ・感染拡大防止協力金の申請受付等業務に係る動員(4/23～6/12)
- ・新型コロナウイルス健康相談コールセンター事業に係る動員(5/18～5/31)
- ・持続化応援給付金事業の実施に係る人員体制の強化及び動員(5/21～兼務発令。6/2～8/24動員)
- ・たすけあいマスクバンク事業の実施に係る動員(5/25～7/10)
- ・家賃応援給付金事業の実施に係る人員体制の強化(6/23～兼務発令。7/30～動員)
- ・前向きに頑張る事業者を応援する総合補助金の実施に係る動員(7/1～)
- ・薬務感染症対策課の業務執行体制の強化(8/3～。兼務発令)

##### ○課題と今後の方向性

- ・引き続き、限られた人員の中、兼務発令や動員により、柔軟かつ機動的な人員配置を行う。
- ・兼務発令や動員が有効に機能するよう、危機発生時の通常業務を超えた対応について、職員個人はもとより各職場における意識の醸成に努める。

## 5. 今後の方向性

87

本県においては、3月17日に初めての患者が発生して以降、順次、人員の増強、PCR検査機器の整備、PCR検査センターの設置などの検査体制の拡充や、受入れ病床の拡充、宿泊療養施設の確保などの医療提供体制の拡充を進めてきた。

また、国の「緊急事態宣言」等を受けて、緊急事態措置等を講じ、感染拡大防止に努めてきた。

県民・事業者の皆様のご協力はもとより、これらの対応により、県内では、4月21日から7月9日まで80日間感染者が発生せず、保育所で発生したクラスターについても、短期間で封じ込めを行うことができた。

一方、この間の対応については、未知のウイルスによる感染拡大という危機に対し、日々変わりゆく状況への即応が求められたことから、外出自粛や休業要請等による県民生活や県内経済への多大な影響の発生といった課題も生じたところである。

また、一時減少傾向にあった全国の感染者数は6月末以降増加に転じており、本県においても、7月中に新たに18件の感染者が発生し、8月以降も感染者が発生している。

検査体制や医療提供体制については、これまで県内の感染状況等に応じて拡充を進めてきたが、7月末に、新たな流行シナリオに基づき、重点医療機関や協力医療機関を指定するなどの医療提供体制の整備や、新たな患者推計を踏まえた検査体制の拡充を行ったことから、今後の感染拡大に備えた体制が一定程度、整備されたと考えており、今後も引き続き体制を維持していくことが重要である。

また、緊急事態措置等について、今後は、県民生活や県内経済への影響を最小限にとどめながら、感染拡大を防止することが必要であるため、「香川県対処方針」と「対策期移行時の考え方」を見直し、例えば、休業要請等についても、感染拡大を効果的に防止するための対象に絞って実施するなどとしたところである。

足下では、感染者の発生が続いているが、今後は、新しい生活様式に基づく感染拡大防止策の徹底についてより一層の周知を図っていくことはもとより、見直した対策期の移行基準に基づく指標のモニタリングを継続し、県民の皆様に正しい情報を迅速にお届けすることや、感染が拡大する際には、モニタリングの結果を踏まえ、県民の皆様への要請等を適切なタイミングで実施していくことが必要である。

その際、市町をはじめとする関係機関と連携しながら必要な対策を講じることで、本県の経済の回復と感染拡大の防止の両立を図っていくことが重要である。

また、本WTでは、必要に応じ、今回の検証を踏まえ、香川県新型インフルエンザ等行動計画や対応マニュアル等の見直しを引続き検討してまいりたい。

88



# 香川県新型コロナウイルスにかかる 経済・雇用対策WT 報告書

令和2年8月31日

## はじめに

本年に入ってから感染が拡大している新型コロナウイルス感染症は、我々の生命や健康を脅かすのみならず、社会・経済活動にも大きな影響を与えている。

本県では、これまで、新型コロナウイルス感染症による経済の落ち込みを下支えするため、国の対策にも呼応しながら様々な給付施策等を実施しているが、今般、WTでは、県が新型コロナウイルス感染症により蒙った影響及びこれまで国や県において実施してきた施策の状況について、各種データや90にものぼる関係団体等へのヒアリングの結果により分析を行った。

本報告書は、これらの分析や各種団体等からの要望も踏まえ、県民の雇用・生活を安定させ、感染症に強い社会・経済構造を構築し、県内経済の回復及び活性化を図っていくため、当面取り組んでいく対策と、今後中長期的に目指すべき方向性について、とりまとめたものである。

# 1. 香川県の経済状況

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、全国的に経済が厳しい状況となっている。特に、新型コロナウイルス感染症患者が日本国内で増加してきた2020年3月以降、悪化の一途をたどり、緊急事態宣言が出された4月、5月は落ち込みが激しくなっている。香川県においても、全国と同様の動きがみられる。



主として景気変動の大きさやテンポ(量感)を測定するCIにおいて、全国では、一致指数の下落幅が2020年3月から4月にかけて大きくなっており、また、5月は72.9とリーマンショック後の2009年4月以来の水準(71.3)に落ち込んだ。香川県においては、景気動向指数について、2020年3月から5月にかけて3ヶ月連続で一致指数の下降が見られる(6月は未発表)。

対象月	R2. 1月分	R2. 2月分	R2. 3月分	R2. 4月分	R2. 5月分	R2. 6月分	R2. 7月分
月例経済報告【景気】(内閣府)	輸出が引き続き弱含むなかで、製造業を中心に弱さが一段と増しているものの、緩やかに回復している	輸出が弱含むなかで、製造業を中心に弱さが一段と増した状態が続いているものの、緩やかに回復している	新型コロナウイルス感染症の影響により、足下で大幅に下押しされており、厳しい状況にある	新型コロナウイルス感染症の影響により、急速に悪化しており、極めて厳しい状況にある	新型コロナウイルス感染症の影響により、急速な悪化が続いており、極めて厳しい状況にある	新型コロナウイルス感染症の影響により、極めて厳しい状況にあるが、下げ止まりつつある	新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられる
景況判断(香川県)	一部に弱めの動きがみられるものの、緩やかに回復している	基調としては緩やかに回復しているが、新型コロナウイルス感染症の影響が一部にみられるため、十分注視していく必要がある	新型コロナウイルス感染症の影響により、一部に弱めの動きがみられる	新型コロナウイルス感染症の影響により、経済活動が抑制され、弱めの動きとなっている	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	新型コロナウイルス感染症の影響により、弱めの動きが続いている

# 2. 人口変動の状況

人口変動分析をしてみると、4月、5月は緊急事態宣言に伴う外出自粛要請や休業要請の影響もあり、感染拡大以前と比較して、大幅に減少していたが、次第に人出は回復傾向にある。

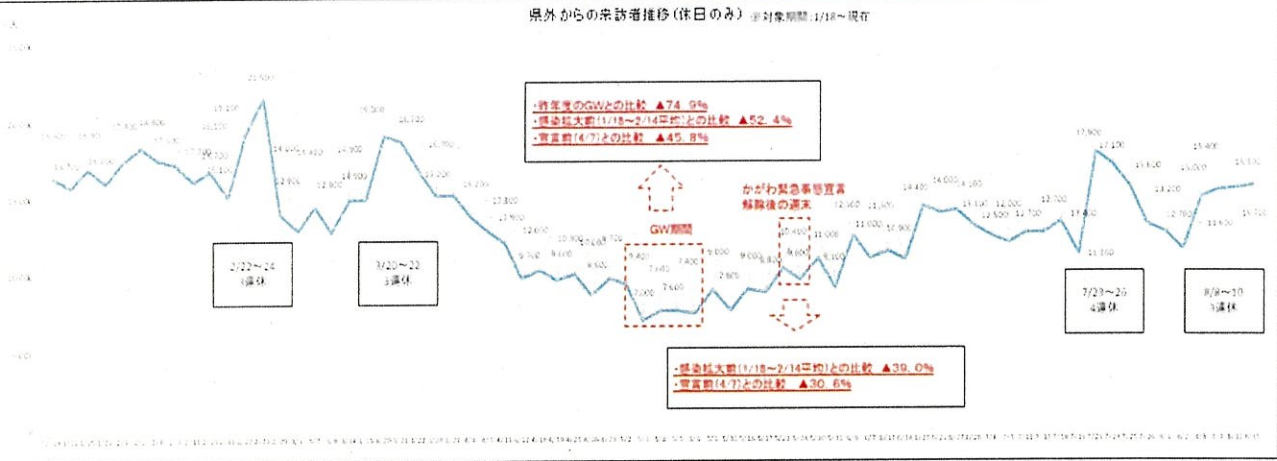
感染拡大以前と比較した人口変動分析 (増減率)

	4月	5月	6月	7月	8月
高松駅	△55.8%	△51.4%	△35.2%	△32.3%	△37.8%
高松市フェリー通り	△40.9%	△35.1%	△22.2%	△21.3%	△15.5%

人口変動分析を見ると、高松駅やフェリー通りの15時の人口増減については、感染拡大以前(2020/1/18~2/14平均)と比較すると、4月(4月21日以降)は4~5割減、5月は3.5~5割減であったが、6月以降、人出が戻ってきており、1.5~3.5割減となっている(NTTドコモモバイル空間統計より)。

2020年1月以降の県外からの来訪者推移(休日のみ)をしてみると、2月の3連休に21,500人と最多となったが、外出自粛となっていたGWには7,000人まで落ち込んだ。5月下旬以降は復調し、7月の4連休は17,000人台まで回復している。

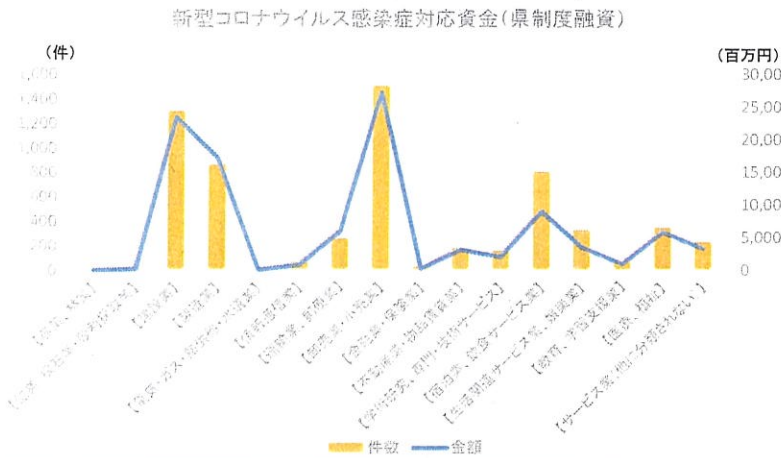
※1 出典元 NTTドコモ モバイル空間統計  
 ※2 「感染拡大以前」との比較は、2020年1月18日~2020年2月14日の間の午後3時時点の平均値との比較(平日は平日平均と、休日は休日平均との比較)  
 ※3 4月は4月21日~4月30日、8月は8月1日~8月18日





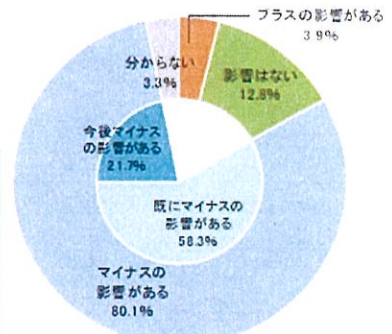
### 3. 企業の状況

新型コロナウイルス感染症により多くの企業がマイナスの影響を受けている。特に影響を受けた業種として、卸売業・小売業や宿泊業・飲食サービス業をはじめとするサービス業、建設業、製造業が挙げられる。



県の制度融資(新型コロナウイルス感染症対応資金)における2020年5月~7月における保証承諾件数及び金額を業種別に見てみると、卸売業・小売業が保証承諾件数、金額のいずれについても最も多く(1,502件、27.2億円)、次いで、件数順に建設業(1,296件、23.4億円)、製造業(859件、17.2億円)、宿泊業・飲食サービス業(800件、9.0億円)が多かった。

■新型コロナウイルス感染症による業績への影響



注1: 母数は、有効回答企業336社  
注2: 小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とはならない

(株)帝国データバンク高松支店の「四国地区 新型コロナウイルス感染症に対する企業の意識調査」より(2020年6月調査)

かがわ産業支援財団の窓口相談における主な相談内容

<飲食・サービス業>

- 店内の売上が激減したため、急速、持ち帰り(テイクアウト)の対応を検討【飲食業】
- 従来通りでは経営が成り立たないので、WEBを軸とした新事業を起こしたい【イベント業】
- テレワーク・リモート会議用の機器導入に対する補助制度はないか【パソコン教室】

<観光・宿泊業>

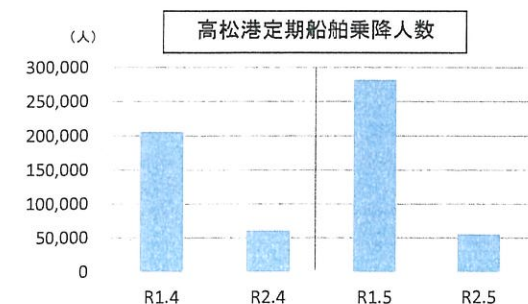
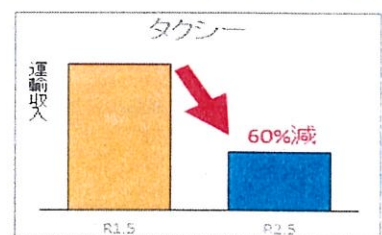
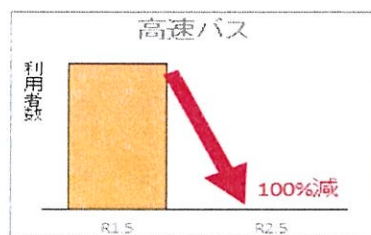
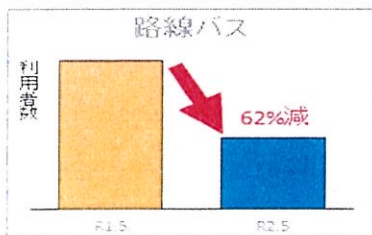
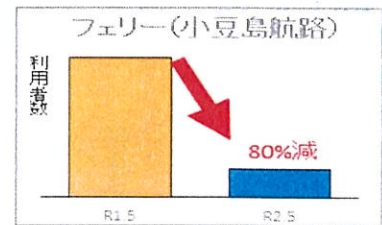
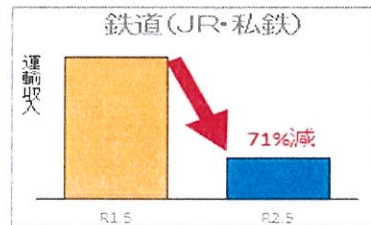
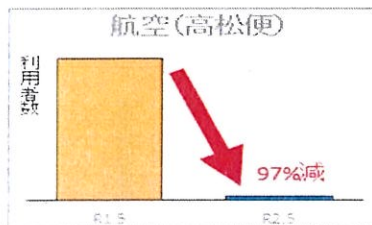
- 観光物産事業で民芸品を販売していたが、観光客減で壊滅的な状況【観光物産】
- インバウンドに特化していたゲストハウスを、UJI等移住者向けの体験プランに活用したい【宿泊業】

<製造・建設業>

- 営業に行けないので、在宅ワークに切り替えて対応している【製造業】
- 製品原料で使用していたエタノールが品薄となり、製造ラインが止まっている【製造業】

### 4. 交通事業の状況

訪日外国人や国内旅行者の減少に加え、イベントの中止・延期、外出自粛、感染拡大防止のための運休や減便等により、公共交通機関の利用者数は激減し、交通事業者の経営状況は大幅に悪化している。



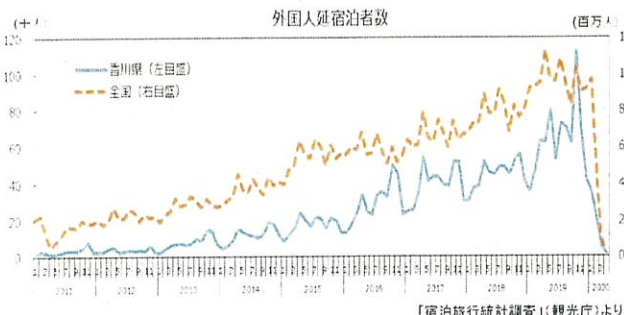
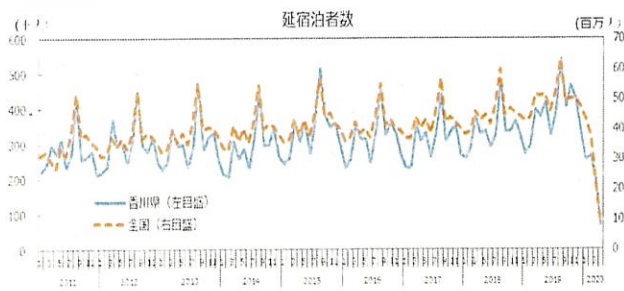
公共交通の利用者数等については、各事業者への聞き取りによると、2020年5月について、前年同月に対し、航空(高松便)で97%減、鉄道(JR/私鉄)で71%減(※運輸収入)、フェリー(小豆島航路)で80%減、路線バスで62%減、高速バスで100%減、タクシーで60%減(※運輸収入)となっている(注釈がついていないものについては、利用者数)。

また、高松港定期船舶乗降人数(「港湾調査(速報値)」)よりを見ると、2020年4月、5月の落ち込みが大きく、特に2019年は瀬戸内国際芸術祭が開催されていたことから、対前年比で4月は29.7%、5月は19.8%まで落ち込んだ。

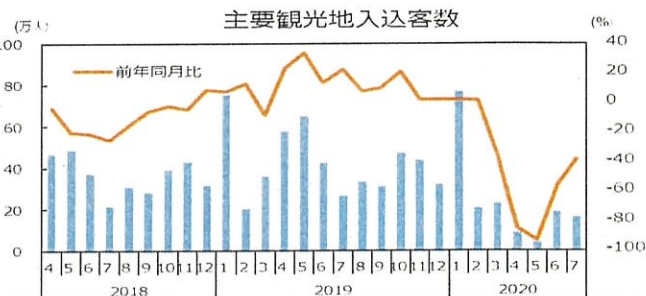


## 5. 観光・イベント事業の状況

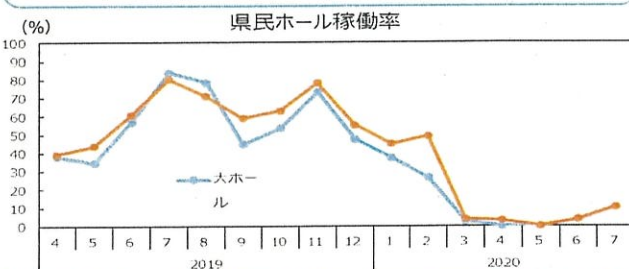
2019年に開催された瀬戸内国際芸術祭や、2020年に予定されていたオリンピック・パラリンピックにより、好調に推移すると考えられていた観光業については、水際対策が取られたことによりインバウンドを中心に観光客が激減するとともに、外出自粛等の影響を受け、国内旅行についても打撃を受けた。また、イベント業についても、感染が拡大するにつれ、イベント等の中止や感染防止対策による人数制限の影響で活動が激減している。



県内の延宿泊者数は、4月に前年同月比▲81.8%と大幅に落ち込み、5月にはさらに▲88.5%と大きく落ち込んだ。特に外国人延宿泊者数を見ると、前年同月比で、▲91.3%(3月)、▲97.4%(4月)、▲99.2%(5月)と大きく落ち込んでいる。



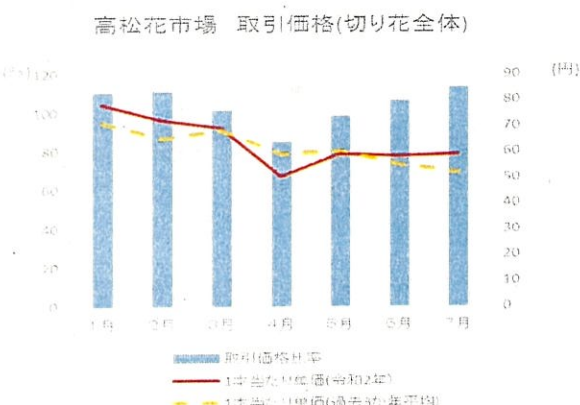
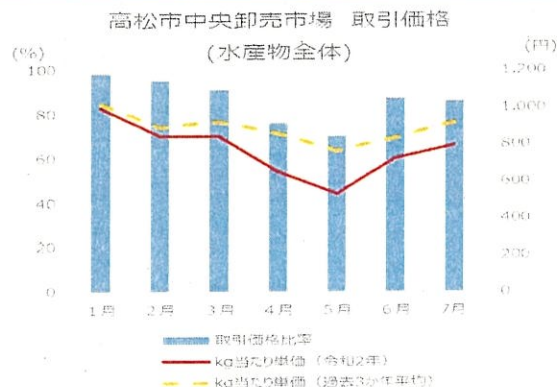
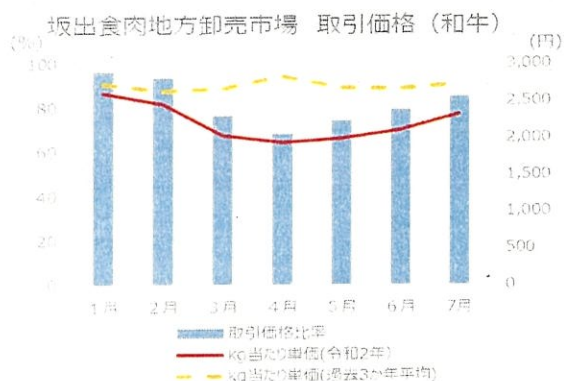
県内の主要観光地入込客数(栗林公園、屋島、琴平、小豆島)についても、前年同月比で、4月は▲85.4%、5月は▲93.6%と落ち込んだ。6月は▲56.8%、7月は▲38.8%と若干持ち直してきている。



県民ホールの稼働率は、大ホール、小ホールともにイベントの中止等により、3月以降大きく落ち込んでいる。

## 6. 農林水産業の状況

県産農畜水産物については、観光需要の減少や飲食店の休業、イベントの休止等により、和牛や水産物、花きなどの需要が低迷していたが、その取引価格は、一時期に比べると全体的に回復傾向がみられる。



和牛については、卸売価格が3月に大きく低下し、4月を底値に、過去3か年平均に比べて7割程度と低下したが、6月以降は、平年比8割程度まで持ち直している。

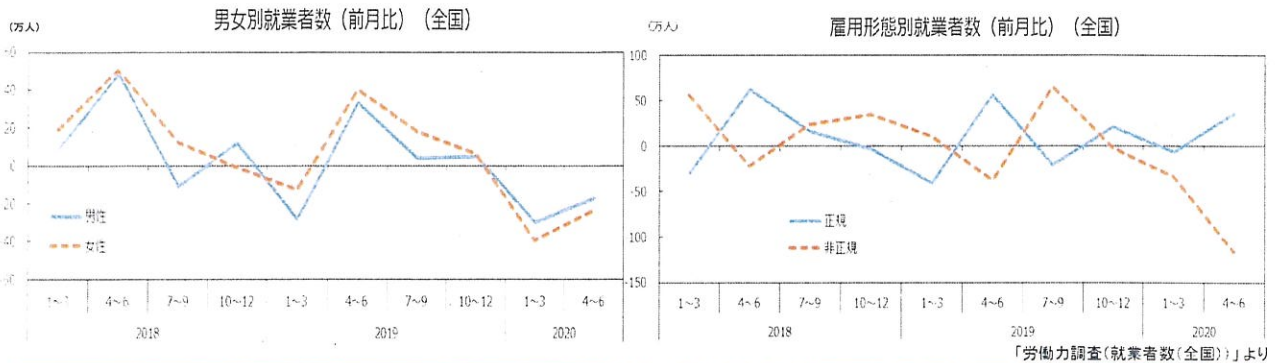
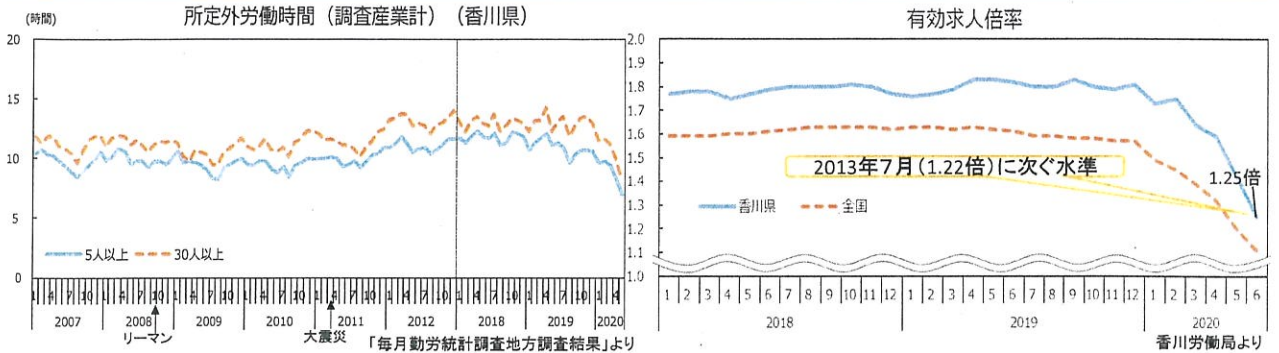
水産物については、観光需要や外食需要が高い「天然たい、ひらめ等」の卸売価格が低下したが、6月以降は、平年比8割から9割程度まで持ち直している。

花きについては、イベント中止等による業務用需要の低迷に加え、国の緊急事態宣言後、家庭用需要も低迷したことにより、卸売価格は低下したが、他の産地からの県内への入荷量が少ないことや需要回復の兆しもみられたことから、6月以降は、平年並みまで持ち直している。



## 7. 雇用の状況

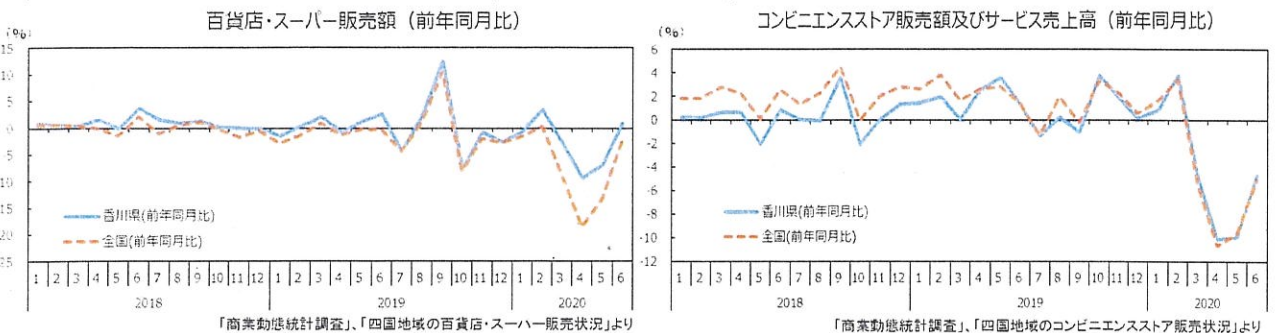
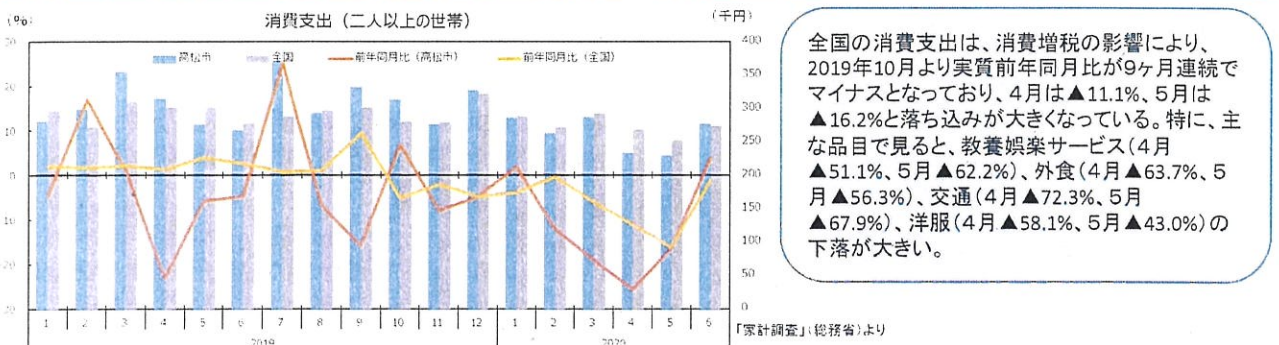
新型コロナウイルス感染症の影響は雇用にも及んでおり、香川県労働局は、2020年5月に、雇用情勢判断を2ヶ月ぶりに下方修正し、「求人が求職を上回って推移しているが、求人が大幅に減少しており、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に十分注意する必要がある。」とし、6月の判断も据え置いた。



全国の就業者数の変化をしてみると、女性の方が男性より下落数が大きく、非正規の方が正規よりも下落数が大きくなっている。

## 8. 消費の状況

新型コロナウイルス感染症は、県民の生活にも影響を与え、消費支出は緊急事態宣言に伴う外出自粛等により、落ち込んだ。



百貨店・スーパー販売額における香川県内の主な品目では、2019年10月以来、消費増税の影響により、前年同期比のマイナスが続いていたが、2020年3月から5月にかけて、マイナス幅が大きくなり、4月には衣料品で▲66.4%、身の回り品で▲60.1%となっている。

コンビニエンスストア販売額及びサービス売上高は、全国・香川県ともに、2020年3月から6月にかけて前年同月を大きく下回っている。

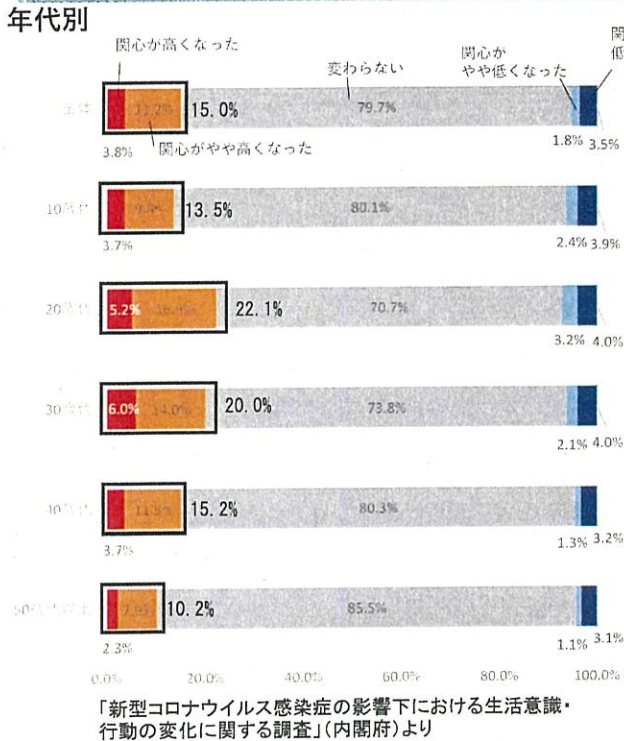


## 9. 意識の変化

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、人口が集中している都市にかかる感染リスクが意識されるとともに、テレワークやオンライン授業、遠隔医療、eコマースなどのデジタル化やITツールを活用した生活様式が浸透した。

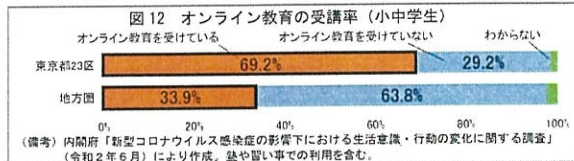
質問 今回の感染症の影響下において、地方移住への関心に変化はありましたか。(三大都市圏居住者に質問)

オフィスワーク中心(事務・企画・開発など)の方におけるテレワーク実施割合(%)の推移(日本全国15歳以上110歳以下)



	第1回	第2回	第3回
有効回答数	n=6,088,488	n=6,531,337	n=6,283,871
調査期間	3/31~4/1	4/5~4/6	4/12~4/13
全国	13.99%	16.2%	26.83%
香川県	3.74%	4.01%	5.6%
東京都	30.71%	34.62%	51.88%

第1-3回「新型コロナ対策のための全国調査」(厚生労働省)より



「選択する未来2.0中間報告」(内閣府)より

新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりデジタル化が進んだが、その進行度合いについては、東京都と香川県などの地方圏で違いが生じている。

## 10. 当面の経済・雇用対策(事業者向け・総論)

### 【現状分析から見えてきたこと】

- 県内の事業は、広い範囲で新型コロナウイルス感染症の影響を受けている。
- 特に、緊急事態宣言が出された4月、5月を中心に、外出自粛や休業要請の影響が顕著に現れ、製造業や小売・卸売業、飲食サービス業、交通事業者、観光宿泊業、イベント業、農林水産業が大きな影響を受けている。
- これら業種については、需要そのものの減少のほか、感染予防対策や新しい生活様式への移行に伴う経費の増加が生じている。

### 【6月補正までの対応】

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の資金繰りを支援するため、県の制度融資等が多く活用されている。
  - ※新型コロナウイルス感染症対応資金：保証承諾6,085件、102,908百万円(7/31現在)
  - 危機関連融資：保証承諾225件、11,071百万円(7/31現在)
- 特に大きな影響を受け、事業収入が減少した中堅・中小企業等に対し、持続化給付金や香川県持続化応援給付金が給付されている。
  - ※香川県持続化応援給付金：15,791件、3,158百万円(8/14現在)
- 売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃の負担を軽減することを目的に、家賃支援給付金の支給や香川県家賃応援給付金の申請受付が開始されている。
  - ※香川県家賃応援給付金：7月30日から受付、8月26日から給付を開始
- 中小企業等を支援するため、助言や各種支援制度の周知・活用等を図れるようかがわ産業支援財団に相談窓口を設置している。
- 香川県前向きに頑張る事業者を応援する総合補助金により、前向きに創意工夫を凝らして挑戦する社会経済活動の回復や感染症に強い香川づくりに向けた取組に要する経費への対応を図るほか、香川県テレワーク導入促進事業や中小企業等ICT活用推進事業等により、新しい生活様式への移行を支援している。

### 【当面の対応の方向性】

- これまで県では、幅広い業種に対して、制度融資や給付金の支給等を行う施策を実施してきており、新型コロナウイルス感染症による大きな経済の落ち込みを下支えする役割を担ってきた。また、各種補助金等により、当面の感染予防対策にかかる費用や、新しい生活様式への移行に伴う経費等を支援してきた。
- これら制度融資や給付金の支給等については、一定の役割を果たしてきており、今後も制度を適切に運用していく。併せて、これからは、特に影響が大きい業種に対して、消費喚起などの対策を実施していき、地域の経済の回復を図っていく必要がある。



## 10. 当面の経済・雇用対策(事業者向け・各論)

※統計データや各種団体等からのヒアリングをもとに課題を整理

### 事業者全般

・販売促進について、国内では活動が制限されており、海外についてはしばらくは現地での活動が見込めない。  
 ・製造業は、サプライチェーンの毀損、消費の低下、3密を避けた製造現場や営業活動の見直しなどが課題となっている。  
 ・「新しい生活様式」の実践に合う商品やサービスの提供の開発が求められている。  
 ・製造拠点を海外に移転していたことにより、新型コロナウイルスの影響で、部品の調達や製造に支障が生じた事例があった。

・感染症に対応した商談や製品開発、製造現場での生産性向上が促進されるような支援が必要。  
 ・国内の生産拠点等の整備を進め、サプライチェーンの強靭化を図る必要。  
 ・県産品や伝統的工芸品の消費需要を喚起し、県産品製造事業者や伝統的工芸品製造者の販売を支援していく必要。

### 交通事業者

・交通事業者は、社会経済活動を支えるために事業継続が求められたが、その一方で利用者数が激減したことにより、その経営は大変厳しい状況に置かれている。

・県民生活の足を守ることはもとより、県内経済の維持発展のためには、交通事業者の事業継続が必須であることから、感染拡大防止策への支援に加え、「新しい生活様式」に対応するための取組み等に支援を行うことが必要。

### 観光・宿泊業

・国内外からの観光客が激減し、旅行・宿泊等のキャンセルが相次ぐなど、本県経済を支える基幹産業である観光産業は、これまでに類を見ないほどの甚大な影響を受けている。  
 ・団体旅行・インバウンドについては、回復に一定の期間を要すると考えられる。

・感染リスクを警戒している消費者に対して、安全・安心に県内旅行を楽しんでいただくための環境整備を促進するとともに、7月から実施している県内宿泊促進事業を進め、即効性のある需要喚起を大胆に行い、落ち込んだ旅行需要の早期回復、着実な推進を図る必要。  
 ・潜在的な旅行需要を喚起するため、戦略的な情報発信を行う必要。

### 文化芸術・イベント業

・地域の文化芸術団体やフリーランス等の活動自粛、イベント等の中止による文化芸術の発表の機会の逸失。  
 ・イベントの実施に際し、移行期ごとに人数上限等が定められ、その範囲内で業界団体の示したガイドラインに沿った文化芸術活動を実施する必要。

・今後は、文化芸術の分野においても、新しい生活様式のもと、引き続き県内の文化芸術活動の支援を行うほか、鑑賞機会を確保するための環境整備に努めていくことが重要。

### 農林水産業

・県産農畜水産物については、観光需要の減少や飲食店の休業、イベントの休止等により、需要が減少しているものがある。  
 ・県産木材製品については、住宅需要の減退により、林業事業者から製造業・木材店等への原材料の丸太の供給が滞っている。

・県産農水産物を旬の時期に味わっていただく機会を増やし、その需要回復につなげるため、応援消費の呼びかけや県内外の量販店等と連携したキャンペーンの実施など、販売促進や情報発信等に取り組む必要。  
 ・県産木材製品の消費拡大を支援し円滑な流通を促す必要。

## 10. 当面の経済・雇用対策(県民向け)

### 【現状分析から見てきたこと】

- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、事業所の休業や営業短縮等の実施、学校や保育所等の休校や登園自粛等が行われたことから、労働時間が減少し、給与所得が減少している。
- 就業者数が減少しており、特に女性や非正規雇用者の減少が著しくなっている。
- テレワークの導入等により、働き方に対する意識が変化したことや、都市における感染症リスクの高さが認識されたことから、東京一極集中から地方回帰の機運が生じてきている。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりデジタル化が一層進んだが、東京圏等と地方圏では差が生じている。

### 【6月補正までの対応】

- 休業や失業等により、一時的又は継続的に収入が減少した世帯に対し、生活福祉資金特例貸付を実施している。  
 ※決定件数4,425件、1157.5百万円(7/31現在)
- 一時的な休業により、労働者の雇用維持を図ろうとする事業主に対し、雇用調整助成金や緊急雇用安定助成金、香川県緊急雇用維持助成金が支給されている。  
 ※雇用調整助成金:2,931件、緊急雇用安定助成金:1,150件(いずれも7/31現在)  
 香川県緊急雇用維持助成金:61件、6百万円(8/13現在)
- 小学校等が臨時休業した場合等に、子どもの保護者である労働者の休職等に伴う所得の減少に対応するため、小学校休業等対応助成金や小学校休業等対応支援金が給付されている。
- 一時的に支払いに困難を来している方を対象に、税金や水道料金等の支払いの猶予を行っている。
- 収入が著しく減少した県営住宅入居者に対する県営住宅の家賃の減額や徴収猶予、住宅の退去を余儀なくされた方に対する県営住宅の提供を行っている。
- 奨学金の返還が一時的に困難な方について、返還猶予を行うとともに、県の奨学金等を利用している学生の修学の継続が困難とならないよう一時金を支給している。

### 【当面の対応の方向性】

- 県民に対する給付施策等については、国の対策にも呼应しながら実施してきており、今後も引き続き、制度の周知や適切な運用等を継続していくこととする。
- 今後、労働環境は一層厳しさを増すことが想定されることから、雇用の維持に向けた支援を継続するとともにマッチング支援等に積極的に取り組む必要がある。
- 「新しい生活様式の実践」や、新型コロナウイルス感染症の拡大をきっかけとした意識の変化に対応するため、業務のデジタル化や東京一極集中からの脱却を一層進めていく必要がある。



## 11. 中長期的な経済・雇用対策の方向性

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う、経済の落ち込みや県民の収入減等に対しては、制度融資や各種の給付金等により、これまで一定の下支えを行ってきた。今後、当面の間は、先述のとおり、落ち込みの大きな業種を中心とした消費喚起の対策や雇用の維持に向けた支援などを積極的に行っていく必要がある。

一方で、本年4月、5月に極めて厳しい状況にあった本県経済は、6月にいったん持ち直したかに見えたものの、その後、再び全国的に感染が拡大し、本県においても7月以降感染者の発生が続いていることから、再び悪影響を及ぼすことが考えられるとともに、本年前半の感染拡大による経済への影響がこれから本格的に顕在化してくることも考えられることから、今後の見通しは不透明となっている。

本県における県内経済の回復及び活性化に向けた道のりは、長丁場の取組みとなると考えられ、今後も引き続き、様々なデータ等のモニタリングを行いながら、経済・雇用対策を講じていく必要がある。

その際、今回の感染症拡大を契機に、①東京に代表される大都市等人口密集地における感染拡大のリスク、②新しい生活様式を前提とした事業活動の実施や、効率性の追求からリスク分散を踏まえた事業活動への転換の必要性、③デジタル化の進展に伴う、デジタル・トランスフォーメーションの必要性(都市圏と地方圏の格差是正)といった構造的な課題が明らかになったことから、今後、中長期的には、以下の視点をもって、具体的な施策の検討を進めていく必要がある。

### 【中長期的な経済・雇用対策を行うにあたっての視点】

- 東京一極集中からの脱却に向け、人材の育成・誘致、雇用の場の創出を図る
- 落ち込んだ消費需要を喚起するとともに、新しい生活様式のもと、新たな形態による事業の活性化を図り、投資を呼び込み新しい資金循環の流れを創り出す
- あらゆる業態のデジタル・トランスフォーメーションを遂行し、デジタル社会に適合した社会を創出する

参考

■ 新型コロナウイルス感染症への対応予算(令和元年2月補正～今回の補正まで)

項目	令和元年2月補正	令和元年3月補正 (暫決処分)	4月臨時会補正	6月補正 (暫決処分)	6月定例会補正	6月定例会追加補正	合計
<b>予算総額</b>	<b>3,263</b>	<b>281,233</b>	<b>4,202,839</b>	<b>3,010,000</b>	<b>3,488,593</b>	<b>14,381,061</b>	<b>25,366,989</b>
<b>I 感染拡大防止対策と医療提供体制の整備</b>	<b>3,263</b>	<b>49,233</b>	<b>2,425,121</b>	<b>—</b>	<b>1,865,601</b>	<b>9,527,829</b>	<b>13,871,047</b>
① 相談体制の強化			4,504	—	38,746	—	43,250
② 衛生用品の確保等		35,449	294,348	—	77,553	101,485	508,835
③ 検査体制の強化	1,715	—	83,913	—	26,668	—	112,296
④ 医療提供体制の整備・強化	1,548	—	645,529	—	1,676,710	6,531,052	8,854,839
⑤ 学校の臨時休業を円滑に進めるための環境整備		13,784	294,863	—	267	—	308,914
⑥ 福祉サービス提供体制の確保			55,004	—	34,632	2,811,202	2,900,838
⑦ 休業要請等への協力促進			1,003,000	—	—	—	1,003,000
⑧ 情報発信の強化			16,804	—	10,000	—	26,804
⑨ その他			27,156	—	1,025	84,090	112,271
<b>II 雇用の維持・事業の継続</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>1,312,142</b>	<b>3,010,000</b>	<b>22,364</b>	<b>3,347,000</b>	<b>7,691,506</b>
① 雇用の維持			629,842	—	12,664	35,000	677,506
② 県内事業者の資金繰り対策			680,000	—	—	1,297,000	1,977,000
③ 県内事業者の事業継続支援			2,300	3,010,000	9,700	2,015,000	5,037,000
<b>III 県民の生活支援</b>		<b>232,000</b>	<b>449,000</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>804,429</b>	<b>1,485,429</b>
① 県民の生活支援		232,000	449,000	—	—	765,600	1,446,600
② 学業継続支援						38,829	38,829
<b>IV 学校の再開・学びの保障</b>						<b>168,438</b>	<b>168,438</b>
① 教育体制の緊急整備						151,438	151,438
② 部活動の再開支援						17,000	17,000
<b>V 地域経済の回復・活性化</b>					<b>1,199,311</b>	<b>436,687</b>	<b>1,635,998</b>
① 事業者のチャレンジ支援					705,000	—	705,000
② 飲食業の支援					80,500	—	80,500
③ 食品産業の支援					23,378	—	23,378
④ 県産品の販売促進					3,500	—	3,500
⑤ 農畜水産業の支援					386,933	—	386,933
⑥ 観光産業の支援					—	421,800	421,800
⑦ 文化芸術活動・イベント等の支援					—	14,887	14,887
<b>VI 感染症に強い社会・経済構造の構築</b>			<b>16,576</b>	<b>—</b>	<b>401,317</b>	<b>96,678</b>	<b>514,571</b>
① 情報技術の普及・浸透			16,576	—	401,317	36,315	454,208
② 感染防止対策の普及・浸透					—	60,363	60,363



## 前向きに頑張る事業者を応援する総合補助金について

新型コロナウイルス感染症により県内事業者は大きな影響を受けているが、そのような厳しい経営環境の中にあっても、この補助金を活用しながら創意工夫を凝らして積極的に新たなチャレンジを行う意欲のある事業者が数多く存在しており、この補助金創設時に想定した金額を大きく上回る申請があった。

県としては、この補助金創設の目的に鑑み、このような事業者の取組みをできる限り広く支援することにより「社会経済活動の回復・活性化」及び「感染症に強い香川づくり」につなげる必要があると考えている。

このため、この補助金の財源として予定している国庫補助金額を大幅に超過するなど財政的には厳しい状況であるが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用可能額を勘案して23億円の増額補正を行い、総額30億円とする。

また、この補助金は9月中に交付決定を予定していることや12月15日までに対象事業の完了が必要であることを踏まえ、8月31日付けで補正予算の専決処分を行い、事業者の速やかな事業展開・挑戦を後押しする。

### 1 申請状況（申請期間：R2.7.14～R2.8.13）

タイプ	申請件数	申請額（補助金額）	摘要
Aタイプ	1,546件	985,049千円	補助率4/5、上限80万円
Bタイプ	955件	2,254,326千円	補助率3/4、上限300万円
Cタイプ	408件	4,067,091千円	補助率3/4、上限1,500万円
計	2,909件	7,306,466千円	

### 2 補正予算

現計	補正額	補正後
705,000千円	2,300,000千円	3,005,000千円

### 専決処分

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年度香川県一般会計補正予算の専決処分を令和2年8月31日付けで行う。（補正後予算額：499,411,493千円）

## (参考) 新型コロナウイルス感染症への対応予算(令和元年度2月補正～)

(単位:百万円)

項目	令和元年度			令和2年度			合計	
	2月補正	3月補正		4月補正	6月補正			8月補正
		専決	専決		追加提案	追加提案		
1 感染拡大防止対策と医療提供体制の整備	3	281	4,203	3,010	3,488	14,381	2,300	27,666
① 相談体制の強化	3	49	2,425		1,866	9,528		13,871
② 衛生用品の確保等		36	294		78	101		43
③ 検査体制の強化	2		84		27			509
④ 医療提供体制の整備・強化	1		646		1,676	6,532		113
⑤ 学校の臨時休業を円滑に進めるための環境整備		13	295		1			8,855
⑥ 福祉サービス提供体制の確保			55		34	2,811		309
⑦ 休業要請等への協力促進			1,003					2,900
⑧ 情報発信の強化			17		10			1,003
⑨ その他			27		1	84		27
2 雇用の維持・事業の継続			1,312	3,010	22	3,347		112
① 雇用の維持			630		12	35		7,691
② 事業者の資金繰り対策			680			1,297		677
③ 事業継続支援			2	3,010	10	2,015		1,977
3 県民の生活支援		232	449			805		5,037
① 生活支援		232	449			766		1,486
② 修学継続支援						39		1,447
4 学校の再開・学びの保障						168		39
① 教育体制の緊急整備						151		168
② 部活動の再開支援						17		151
5 地域経済の回復・活性化					1,199	436	2,300	17
① 事業者のチャレンジ支援					705		2,300	3,935
② 飲食業の支援					80			3,005
③ 食品産業の支援					23			80
④ 県産品の販売促進					4			23
⑤ 農畜水産業の支援					387			4
⑥ 観光産業の支援						421		387
⑦ 文化芸術活動・イベント等の支援						15		421
6 感染症に強い社会・経済構造の構築			17		401	97		15
① 情報通信技術の普及・浸透			17		401	36		515
② 感染防止対策の普及・浸透						61		454
								61



## 学校における感染症予防対策ガイドラインの改訂について

### 1 改訂の趣旨

つぎのことを踏まえて、5月に策定した「学校再開時の感染症予防対策ガイドライン」の一部を見直し、「学校における感染症予防対策ガイドライン」として、改めて各学校等に周知する。

- ・「学校再開時の感染症予防対策ガイドライン」の作成から2カ月余りが経過し、学校再開時を想定した項目等を見直す必要があること
- ・文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」が改訂され、マスクの着用や消毒方法等に関する留意点に変更されたこと

### 2 改訂のポイント

- ・熱中症のリスクを避けるため、屋外で人と十分な距離を確保できる場合には、マスクを外すよう指導し、特に自分で判断が難しい子どもに対して積極的に声をかけることとする
- ・日常の清掃活動に重点を置いた衛生環境の確保に一層努めることとする
- ・消毒液とともに効果が確認された家庭用洗剤の使用も可とする
- ・学生寮における集団感染が頻発していることから、寮（寄宿舎）における感染症予防対策を新たに加える

